

9 月 2 0 日（木）

（第 2 日 目）

平成24年第3回南関町議会定例会（第2号）

平成24年9月20日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（4名）

① 6番議員 ② 11番議員 ③ 9番議員 ④ 5番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 井下 忠俊 君

2番 境 田 敏 高 君

3番 打 越 潤 一 君

4番 鶴 地 仁 君

5番 田 口 浩 君

6番 島 崎 英 樹 君

8番 山 口 純 子 君

9番 橋 永 芳 政 君

10番 唐 杉 純 夫 君

11番 酒 見 喬 君

12番 本 田 眞 二 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 上 田 数 吉 君 住 民 課 長 木 村 浩 二 君

副 町 長 本 山 一 男 君 福 祉 課 長 坂 井 智 徳 君

教 育 長 大 里 耕 守 君 経 済 課 長 雪 野 栄 二 君

総 務 課 長 堀 賢 司 君 建 設 課 長 大 木 義 隆 君

会 計 管 理 者 北 原 耕 治 君 教 育 課 長 大 石 和 幸 君

まちづくり推進課長 佐 藤 安 彦 君 延 寿 荘 長 福 田 恵 美 子 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松 本 寛 君 書 記 橋 本 恵 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座り下さい。

ただ今から、本日の会議を開きます。

ここで報告事項が1点あります。

副町長が別の公務のため、若干遅れるという連絡が入っております。このことを報告しておきます。

それでは、議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（本田眞二君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） おはようございます。6番の島崎です。

まずもって、ロンドンパラリンピックで金メダルを獲られました東豊永出身の浦田理恵さんのご活躍を心からお祝い申し上げたいと思います。

役場庁舎にまいりますと、役場正面玄関の上に真新しい国旗がたなびいております。そのもとに「金メダルおめでとう」という懸垂幕が下がっております。日本国民全部に感動を与え、また町の誇りということで、改めて祝福を申し上げたいと思います。

今回、質問は三つでございます。まず1点目といたしまして、町交際費の支出基準を設けることについてということで出しております。

町ホームページで町長交際費の支出先と交付先が公開されておりますが、見てみますと、各種団体総会や行事への寸志の金額にばらつきがあるようでございます。支出基準を設けて、町民にわかりやすい運用を図る必要があるのではないだろうかということで町長の考えをお尋ねしたいと思います。

2番目といたしまして、農村広場グラウンドの管理についてということでございます。グラウンドの改修工事が行われ、平成24年3月から利用が始まっております。水はけも大変良くなって、弾力性のあるコーティングが施されたウォーキングコース、この利用も多いようでございます。末永く大切にこの施設を使っていただきたい、守っていかなきゃならないという思いから、今回質問をいたすわけでございますが、グラウンドへの車の乗り入れは大変ダメージが大きいというふうに聞きます。また、ウォーキングコースは、ソフトあたりでですね、スパイクシューズ、これで傷つきやすいとも聞きます。そこで、今後の管理徹底ということでお尋ねしたいと思います。

3番目といたしまして、町民栄誉賞の創設と授与ということでございます。

町長の方から昨日この授与のことが提案が上がっております。私も賛同し両手

をあげてですね、お祝いしたい、この感動、喜びを町全体で共有したいと、そうできればなと思っております。

そういうことで一応を読みますが、ロンドンパラリンピックで南関町豊永出身の浦田理恵さんが金メダルに輝かれました。大変うれしいことで、町民栄誉賞第1号として表彰してほしいと願う。町長の考えを尋ねるということでございますが、このようなタイトルで書いておりますが、今後の祝賀関係のスケジュール。また、これから第2号、第3号と続かれるわけでございますので、第1号でございますので、きちっとした制度をつくっていかなくちゃならないという思いから一つ、二つお尋ねをしておきたいと思います。

以上、三つの質問でございます。執行部におかれましては、簡潔に答弁をお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。ただいま質問を受けました6番、島崎議員の交際費の支出基準を設けることの質問にお答えいたします。

現在、町におきましては交際費の支出基準は設けておりませんが、おおむね次のように運用しているところでございます。

まず、交際費の支出で一番多いのが、質問者おっしゃられましたように、各種団体への総会の御樽代ということでございます。その交際費の判断といたしましては、その団体の規模や懇親会の有無などから、5,000円から1万円の範囲内で処理しているところでございます。

次に金額に多いのが、企業誘致などのお土産としての南関そうめんの購入代を支出しているところでございます。また、原水爆禁止国民運動などの協賛金などは、玉名郡町村会で金額を統一しているところでございます。

このように支出の判断をしています。玉名管内の長洲町や荒尾市は支出基準を設けておりますので、その内容等を参考にしながら今後基準を設けてまいりたいと考えているところでございます。

次の農村グラウンドの管理につきましては、教育長よりお答えいたします。

3番目の町民栄誉賞の創立と授与についての質問にお答えいたします。

本定例会の初日にもあいさつしましたように、今回の浦田理恵さんの金メダル獲得に対しては、まさに郷土南関町の誇りでもあり、本定例会で町民栄誉賞の授与の決定の議案を提出しているところでございます。

9月8日の土曜日に浦田さんの金メダルの報を受け、10日の月曜日に南関町町民栄誉賞規則を設定し、同日選考委員会を開催し、浦田理恵さんの町民栄誉賞の選考を行ったところでございます。

また、第45号議案の提案理由でも説明を申し上げましたように、町民栄誉賞の決定は、議会の議決に付すべき事件となることを提案しているところでございますので、ご承認賜りますよう併せてお願いを申し上げます。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） おはようございます。

6番、島崎議員の第2の質問、農村広場グラウンドの管理についてお答えしたいと思います。

今年の3月より供用開始しました農村広場グラウンドは、議員もご指摘のとおり、改修への創意工夫によりまして、快適なグラウンドに生まれ変わっております。

去る6月17日、日曜日に行われました玉名郡の子ども会連合会球技大会の際は、朝6時まで大雨でございましたが、午前9時にはグラウンドにラインが引かれ、ソフトボール大会が予定どおりに実施できたため、参加した選手、役員、保護者の皆さんは大変驚いていられたほどでした。

また、弾力性のある青いアンツーカーはですね、運動意欲をそそるように500メートルコースとなっております。連日、朝夕ウォーキングの方やジョギングされる方々が訪れられています。

エーライフなんかも発足し、町民みんなでいつでも誰もが使えるグラウンドとして末永く愛用していただきたいと思うわけですが、利用者の中には、議員からも御指摘のように、マナー不足の事例も見られております。グラウンドの管理の件につきましては、具体的な対策を課長からお答えさせていただきます。

また、グラウンドの中への車の乗り入れの件ですけれども、これにつきましても具体的には課長からお答えさせていただきますが、来る30日ですね、9月30日、町民体育祭を昨年中止になっておりましたので、改めて開催するということで、グラウンドの町民への大きなこけら落とし的なイベントになるかと思います。その際にもブランドの利用の仕方については、大きく啓発をしなければと考えているところです。

以上でございます。あとの質問に対しましては、自席よりお答えをさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 今、教育長のほうから答弁いたしました。私のほうとしてはですね、ここを竣工しまして状況を確認して、何が問題なのかということですね、管理の方にお話を聞いておりました。やはり、個人の方がですね、一応団体の方は申し込みの申請をしていただくんですけれども、やはり個人の方は自由に使っていただくということでですね、特にウォーキング等ですね、かなりウォーキングの方が多いということで自由に使っていただきますけれども、やはり島崎議員がおっしゃったように、やはり何らかの管理に問題があるかというのと、やはりグラウンド、ウォーキングコースの中に少しスパイクの跡やら、若干物を落とした感じが1カ所あったりとかありました。そういう不可抗力は別といたしまして、やはり故意

にされることはですね、管理上問題ですので、今検討しているのは、やはり大きな看板を2カ所立てたほうがいいんじゃないかということを検討しておりますので、そのへんのことは考えていきたいと思います。

一応文言等はですね、グラウンド内の車両進入禁止と、ただ許可車を除く。それとグラウンド内のウォーキングコースの犬の散歩を禁止すると、それとウォーキングコースのスパイク及び自転車、バイク等の進入、通行禁止というようなことを今のところ検討しようかなというふうに考えております。

農村広場のですね、設置管理規則に関してはですね、使用者については、遵守しなければいけないということで規則でうたっております。当然、施設を壊さないとか、他者の使用には迷惑かからないとか、秩序を守るとかですね、火災、盗難の予防を留意するとか。係員に指示に従うということで、管理人さんにはですね、先ほど言ったことは、お願いをしておりますので、もし議員ご心配でありますし、私たちも考えるところは、やはりこういった条例は書いておりませんので、やっぱり看板等でですね、知らせたほうがいいのかなと思っております。

それから、町民体育祭に関してはですね、年に1回のことで他の町村のこういった排水工事を行う他の使用状況を見ますと、やっぱり大きい大会ではグラウンドに入れることはあると、和水のほうでそう言っておられます。また業者に確認しましたところ、普通乗用車であればですね、年に1回、2回入れることは管理上問題はないということです。当町としては年に1回の町民体育祭ですね、グラウンド内に入れようかなと思っております。当初はですね、富士ダイスのほうに大体詰めれば500台ぐらい入りますので、お願いをしてみて快くですね、よろしいですということは伺っていたんですけども、どうしても遠いもんですからですね、やっぱり年配の方には不自由ですので、年に1回入れることは管理上問題ないということで、町民体育祭のときの1回だけですね、乗り入れを許可しようかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君）　ただいま副町長が戻られましたので、報告します。

それから、ほかに答弁ありませんか。

それでは、再質問どうぞ。

○議長（本田眞二君）　6番議員。

○6番議員（島崎英樹君）　ありがとうございました。それぞれですね、町長のほうから交際費については、基準を設けていきたい。

また、グラウンドのことについてもですね、看板あたりということで、年に1回の町民体育大会、これは車は致し方ないだろうということで、十分理解いたしました。

それでは、ちょっと順番にまいります。

交際費のことですが、これは参考までですが、皆さん周知のことと思いますけれ

ども、町長交際費のほかに交際費は町にいくつかございます。議長交際費ですね、まずこれ45万円、農業委員会2万円、消防団長5万円、教育委員会10万円ということでございます。

今回町長に限ってですね、交際費のことを申し上げておりますが、やっぱり町長のほうが基準を設けられることによって足並みそろえていかれると思いますので、まず一番大きな金額が町長交際費180万円ありますので、この基準をまずもって設けていただきたいと思います。それにつきます。

それで、参考までになんですが、交際費ということについて、ちょっと確認をですね、ちょっと調べてみました。

地方公共団体、歳入歳出科目解説ということで、月刊「地方財務」編集局が出版しております。行政から出ているものです。第7訂ということでございますので、23年5月までしております。ちょっとこの中で参考までですが上げたいと思います。交際費は、地方公共団体の長又はその機関が行政執行上あるいは、当該団体の利益のために当該団体を代表して外部とその交渉をするために要する経費のことである。その趣旨からしても、一般的には当該団体の長がその必要のために消費するものと考えられることから、予算計上に当たっても、その範囲及び額については必要最低限度にこれを止めるべきである。ということを書いてあります。略ですが、交際費は、その使途が特に住民に疑惑を受けやすい経費であるので、その計上の仕方は最少にとどめるとともに、予備費の充用とは避けるべきである。ただ、当該団体の財務規模なり、様相から見て、どの程度の交際費を計上するのが適切であるかを他団体の規模等も考慮のうえ決定する必要があるということで、この本にはですね、書いてありました。

そこで、総務課長あたり、ちょっとお尋ねですが、他団体の近隣ですね、荒尾、玉名、そのほかの町、交際費の額、取り扱い等を調べられておりますでしょうか。町長のほうからですね、荒尾市と長洲町が基準を設けられているということで、玉名市も基準があるようでございますが、そのあたりもしあれば、なければ結構ですがいかがでしょうか、ありますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 荒尾市の交際費の支出基準及び公開に関する要綱と、町で調べられる分についてはですね、玉名市もその基準については、調べております。その額についてはですね、やっぱりそれぞれの町によって違いがあります。特にちょっと印象深かったのがですね、南関町で交際費で支出しない部分がですね、他団体にもあったと、特に慶弔費関係が含まれていたということでございます。その取り扱いをどうするかと、現在はですね、慶弔費関係、例えば住民の方が亡くなった場合については、町長の個人的な中で支出をしております。他の団体についてはですね、それぞれ交際基準の中で設けております。

次に額はどれぐらいかと、各種団体の額についてはですね、おおむね1万円程度

と。そして、特に印象深かったのは荒尾市がですね、5,000円程度で各団体には取り扱っているということが見受けられました。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 今、総務課長のほうから感想ですね、見られての状況把握をお尋ねしたんですが、私も同じような感想を持ちました。慶弔費ということでですね、和水町あたりですね、和水町あたりは亡くなった葬儀代というのが交際費のほうから出ております。こういう例もあります。

やはり、南関町はほとんどが1万円ということで出とるようです。和水のほうも件数は結構多いのかなと思います。それで参考までですが、この平成24年1月から8月までの荒尾玉名地区の交際費の1件当たりの平均をちょっと出してみました。町長、もちろん町長に限ってです。一部ですね、ホームページ、各町、市、町のホームページをひろっておりますので、一部抜けておるところがありましたが、それは同じ町の1年前の同じ月のデータを持ってきて平均としております。若干の誤差があると思いますが、おおよそのものとしてご披露したいと思います。

南関町が97件、平均が1万140円ほど、和水町が114件で7,660円ほど、長洲町102件で7,940円ほど、玉東町が89件で9,990円ほど、荒尾市が113件で6,400円ほど、玉名市が88件で6,050円ほどということです。荒尾と玉名が1件当たり6,000円ほどということになっております。それから、長洲と和水がおおよそ7,000円台ということになります。玉東と南関がおおよそ1万円ということになっております。参考までです。基準をですね、町長のほうから設けたいということでございましたので、こういうことも参考にしながらぜひ前向きにお願いしたいと思います。

せっかくですね、数年前ホームページのほうで交際費の支出が公表になっております。これをもう一步進めてですね、こういうことで団体に寸志をやっているお祝いをやっている、支出をしているという基準を設けて、それがまた住民の方への理解にもつながるだろうと思いますので、ぜひ動いていただきたいと・・・（聞き取り不明）にお願いしたいと思います。

次の質問です。農村グラウンドの管理ということでございます。教育長のほうから、まずご答弁をいたしました。マナー不足の事例も見られるということでございました。看板を立てるということで課長のほうからご説明がありましたが、管理人さんの職務としてお尋ねですが、任務として指導的なことは管理人さんはできませんでしょうか。その契約と言いますか、文書でなされておるのか、明文化されているのかどうか、お尋ねをまずいたします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 先ほどですね、農村広場の設置及び管理に関する規則の中でですね、第5条の第6のところですね、「係員の指示に従うこと」という項目が

あります。当然ですね、委託契約の中にも入れておりますし、この第5条の6のところの「係員に従うこと」ということで、そういったマナー違反とかの方には注意をしていただくということは申し上げておりますので、このところでお願いをしているところでございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。また関連ですが、そのマナー不足も見られるということで教育長のほうからございました。具体的に何かトラブル的なものが、これはちょっと目に余るというようないたずらのようなものがあつたのかどうかお尋ねいたします。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） ひつつはですね、やはり町外の方にもお貸しする関係です、高校のマイクロバスがグラウンド内に1回入っております。それは、その場にいた教育課の職員が注意をして出しております。

それと、今スパイクを履くことは少ないというんですけれども、当町ではグラウンドが正式な陸上になっていませんのでですね、あまりスパイクはないんですけれども、スパイクがあつたというのは1件報告をいただいておりますので、その点からですね、看板で明示する必要があるというふうに考えたところでございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 最近修繕をされたとちょっと耳にしたんですが、幾らぐらいかかつたんでしょうか。それから、どれぐらいの修繕の箇所があつたのかお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） ウォーキングコースのウレタンが3カ所ほど穴、ちょっとものが落ちたような形で穴が空いておりました。それに関してはですね、それは故意ではなく、何も不可抗力で物を落とされたような形でした。これは、どなたがしたかというのは確認できませんでした。これについてはですね、ウレタンの材料を当初1缶買う必要がありましたので、確か6万円か7万円ぐらいかかりましたけど、今後は材料を今保管しておりますので、今後は安く手間賃だけで出来上がるということできますけど、当初はですね、材料を買うということがかかりましたけど、ウレタンの穴とかの補修については、今後は安価にできるということでした。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。ちょっと金額はですね、6万、7万円ということがありましたけれども、材料代ということで、その後は見つけたときに補修をされていくということで理解いたしました。

それから、車ですね、車の乗り入れということですが、ちょっと確認なんですが、町民体育大会の時は駐車場がありませんので、車を入れるということで、原則は車

の乗り入れは禁止けれども、例外として1年に1回は入れるということでよろしいんでしょうか。その確認をちょっとまず。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） はい、先ほど申し上げましたように、町民体育祭のとき1回限りですね、入れたいと思います。

それとですね、もう一つあるのは、緊急のドクターヘリがある場合のみをまた許可するようにしております。町民体育祭のときに1回入れることに関してはですね、物理的には問題ないということで、またふだんで管理も約500キロの機械でできるようになっておりますので、普通車ぐらいの重さだったら大丈夫というふうなことを施工業者から聞いておりますので、その1回限りはしていきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。心配するのがですね、利用される方が町民、町民体育祭のときには車が入っておったのに、今ちょっと入れたいんだけどというそういう例がですね、出てくる恐れがあるなと思います。何で今日は駄目なんだと、車ちょっと乗り入れていいじゃないかと、急いでるからとかですね、テントを運ぶからとか、そういう例がないようにですね、ぜひ徹底をお願いしたいと思います。

それから、今回ですね、補正予算の中でウォーキングコース、町民体育祭のときのウォーキングコースの保護材ですかね、保護する、そのの借り上げか何かで謝礼が出ておったと思いますが、それはどういうものになるんでしょうか。お尋ねします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 乗り降りする際にですね、車がウォーキングロードを通りますので、鉄板を敷いて保護したいということで、謝礼程度でですね、なかなか基準はわかりませんので、謝礼程度で鉄板をお借りしたいということで車の中に乗り入れのときの鉄板として借り入れております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。大事な1億円近くかかったグラウンドでございます。町民の方皆さんに末永く愛用して使っていただきなさいいけないという思いでありましたので、ぜひ管理徹底、そして現場の管理人さんへも徹底をお願いしたい。また現場の声も聞いてですね、対策があるならば速やかに工事していただきたいと思います。看板のまずもっての設置、そして啓発ということで教育長からもありましたので、お願いしたいと思います。

次の質問に移ります。最後です。

町民栄誉賞の創設授与ということでございますが、町長のほうからこれはもう何回も授与ということで提案をあげておられますので、私も賛成いたします。それで、ちょっと進めての話でございますが、議会の議決後ですね、祝賀会等を予定されて

いるというふうに聞いております。新聞報道によりますと、20日の日ですかね、来月の20日の日に町のほうで会を開きたいということでございましたが、議会の決定後ということになります、どのような内容でということと考えておられるか、参加の人数等ですね、予算にも出ておりましたけれども、どのような規模になるのか、内容になるのか、今の時点で考えられておられるのがわかればお尋ねしたいと思います。総務課長いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 浦田理恵さんの町民荣誉賞の授与式と、その後に祝賀会を10月20日、午後2時から予定をしております。浦田さんのスケジュール等を確認して、この日しか10月には空いてないと、町としてはできるだけ早い時期に議会の決定後授与式を行いたいと思っていましたが、浦田さんのスケジュールの都合上10月20日といまのところ考えております。基本的にこの式典について、祝賀会についてはですね、イベント会社のほうに委託して実施していきたいと考えております。

内容でございます。当然授与式についてはですね、南関町公民館で行いたいと思っております。会場が350名入りますので、町である程度の人については、ご案内を出して、広く町民の方も祝福したいという方もいらっしゃいますので、会場に制限がありますけど、一応広く町民の方呼びかけて参加を呼びかけていきたいと思っております。

次に、内容ですけど、式典ですので町長あいさつ、来賓あいさつ、それから記念品の贈呈、それからパラリンピックの優勝決定戦の金メダルを獲られたときのビデオがありますので、そのビデオの上映。それから、浦田理恵さんのどういう形ですか、まだはっきり決まってませんが、報告会なり、浦田さんの講演をその中に入れていきたいというふうなことで考えております。

その後ですね、ホテルセキアのほうで祝賀会も予定しているところです。これについても基本的には、町、それから議員の皆さんに出席、それからエーライフなんかん、それから障がい者関係の方についてご案内申し上げて、その参加についてもですね、広く町民の方呼びかけていきたいと思っております。ただ、会場の都合でですね、そんなに多くはできないだろうと思っておりますので、150人程度の参加で祝賀会を開ければと思っているところです。

基本的には以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。詳細についてですね、もう早速煮詰められておるなという感想を持ちました。ありがとうございます。

それでですね、今日の新聞報道だったんですが、昨日の県知事の記者会見でありましたが、熊本県が夢づくり賞を授与したいということで、これが18日なんですね。今回南関町がちょっと遅れてですね、20日になってしまった。ちょっと残念

だなという気はするんですが、これは順番はもう早めることはできないんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 10月4日の日にですね、浦田理恵さん町長に表敬訪問が行われるということを聞いております。なぜ20日になったかっていう部分についてはですね、当然浦田さんの都合もありますけど、小学校の土・日、小中学校の子どもさんたちも参加できる日ということで、基本的には土・日ということで選定、10月中の土・日ということを選定したところです。その中で10月の土・日で浦田さんがスケジュール取れるのが20日ということになりましたので、そういう日付の決定をしております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。理解いたしました。浦田理恵さん、目が不自由になるまで小学校の先生を目指されておったという話を聞いております。そうやって、こういう機会でも子どもたちに直接にお話を聞いてもらう、聞かせるというのはとても大事なことだと思いますので、その機会もぜひ設けていただきたいと思います。準備をしてあるということで安心をいたしました。

それでですね、ちょっとその先の話なんですが、今回第1号の栄誉賞を授与ということになります。今回規則でですね、この授与を決めたということで町長のほうから冒頭の答弁の中で、選考委員会を開いてる、うんぬんかんぬんの話がございました。この流れというのを今回の流れというのを一つ整理をしておきたいと思いますので、総務課長のほうからちょっとご説明をいただきたいと思います。

それから、第2号、第3号、今後もですね、そういう流れでいかれるのかということですね、ちょっとですね、確認をしておきたいと思います。できるならば、なるべく早く授与を決めて授与が実際お渡しができるというのが理想だろうと思いますので、そのあたりのことを含めてですね、お尋ねをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 町民栄誉賞の規則を9月10日に制定をしております。規則か条例かというふうな部分で悩んだ部分もあります。一応玉東町の町民栄誉賞の状況を確認したところ、規則で制定しているということであるならば規則というようなことでも南関町考えたわけでございます。そして、表彰の条件、この規則の中に規定しているわけですけど、第2条に表彰の条件ということで規定を設けております。ちょっと読んでいきますと、町長は本町に居住し、若しくは居住していた個人又は本町に関係がある個人若しくは団体で、スポーツ、文化等の分野で輝かしい活躍と顕著な功績があった者に対して町民栄誉賞を授与し、表彰することができるというふうな条件を設けております。

そして、第3条に選考委員会、これもちょっと読んでいきますと、町長は町民栄

誉賞を授与する者を選考するため、南関町町民荣誉賞被表彰者選考委員会を置くと、この選考委員会のメンバーとして、副町長、教育長、総務課長及び教育課長をもって組織するということにしています。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。

私がこれなぜお尋ねしたかといいますと、まずもってスピード感をもってですね、決定、そして授与をお願いしたいという思いがあります。もちろん世界レベルの大会、日本を代表するような戦い、また文化功労があったときは、これは皆さんほとんどですね、反対されないことだと思います。例えば具体的に言いますと、今回金メダルを獲られて、すぐおそらく町長あたりですね、ふるさとの町長あたり、もし市長がおれば市長さん、そのあたりのコメントをマスコミはやっぱり求めていくだろうと思います。その時に、町長また市長さんあたりのコメントがですね、荣誉賞をあげたいというそういう判断がすぐできるような体制をやっぱりとっておくべきだろうという思いがございます。そういう中からですね、また選考委員会とか、また議会の議決ですね、時間がかかってしまっはなかなかマスコミの広く周知、すぐにお祝いしてあげるというまで時間差が出てしまいますので、いかがなものかというふうに思いました。今回第1号ですので、次々続くというのもあれですけれども、その時に備えてですね、ぜひ体制はきちっと整備していただきたいと思います。

それでですね、浦田さんのにちょっと一つ私が飛ばしておったんですが、記念品を贈呈される、賞状と町民荣誉賞と賞状と記念品をわたされるということですが、金一封はこれは入っておりますかね、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 記念品なり、金一封等も一応考えてみました。現金を渡すよりもですね、記念品が将来的にずっと残るんだろうというようなことで、今回と言いますか、基本的には記念品でいきたいと、記念品をどういうものかという部分についてはですね、クリスタルでつくった盾と言いますか、その中に町民荣誉賞という中で、文字を入れるようなクリスタルでつくる記念品というものをひとつ考えているところです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 今回ですね、第1号ということですので、これが前例になる部分があると思いますので、私は例えばですねって30万円とか50万円とかですね、めったにないことですから、それぐらいの金額でもですね、お渡しできるならなという思いもあるんですが、町長はいかがお考えでしょうか。今、総務課長のほうの考え出ましたけれども、金一封というのはいかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 金一封ということでございますけれども、なかなか今質問者おっしゃいましたように今回は幾らということはなかなか決め難いということでございますので、そのへんは十分検討させていただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） わかりました。町長の方のお気持ちのほうは十分察するところですよ。

結びといたしたいと思います。浦田さんはですね、ご存じのとおり。20 歳になってから目が不自由になられた、今右の方がちょっと見えられる、95%欠損ということで状況でございます。当時ですね、この病気に直面されたときは、新聞にございましたが、大変やせておられた。お父さんお母さんが新聞で書いてありましたが、心配したということでございますが、この理恵さん本人がこの病気を受け入れるまでは、大変な思いがあったろうと推察をいたします。そういうことを思うと、今回の金メダルという偉業はですね、心から本当に胸を打つものがあります。そして、この姿はですね、ぜひ町民の皆さんに、また子どもたちにもですね、伝えたいものだなというふうに思っております。

ぜひ今回の町民栄誉賞の授与、そして関連行事を通しましてそのことが町に、そして町のPRにもなりますから、ふるさとですから、熊本県、そして南関町のPRになりますので、ぜひマスコミ関係にもですね、それぞれのイベント等は情報ツールを流していただきたいと思います。これからの浦田さんますますのご活躍を願いながら、今回の質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、6 番議員の一般質問は終了しました。

続いて、11 番議員の質問を許します。11 番議員。

○11 番議員（酒見 喬君） おはようございます。11 番議員の酒見です。

今回はですね、4つの項目にわたってお尋ねをしたいというふうに思っております。

まずは、総合文化福祉センターのうから館について現状と課題ということでお伺いをいたします。非常に最近のこのようなうから館のような施設は他町にもたくさんできておまして、利用者が年々減少しているというような状況であるということを知っております。そのへんのところの現況はどうであるかということから聞いていきたいと思います。それと伴う利用者の減少ということは、決算に直接響いてくるのではなかろうかと思っておりますが、23年度の決算がどのようになっているのかお聞きしたいというふうに思っております。

それから、平成20年度から20年の4月から25年の3月まで、今度の指定管理者制度を取り入れまして、今現在の状況でございます。今度、防災無線でも言われておりましたように、25年の3月までですから、25年の4月から新しい指定管理者になることの公募をされておりました。その応募はどのようになったのかお聞きしたいと思っております。それから、このような利用者の少ない現況の中で、

指定管理者が本当に受ける人がいるのか。

そしてまた、この赤字続きの中でそれを町は維持していくのか。非常にどうしたらいいだろうかというような視点に立って考えなければならない時期にきているのではなかろうかなというふうに、私自身思っております。そのへんのところを町のほうはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思っております。

次に、県立南関高校の問題ですが、平成19年度から27年度まで前期、中期、後期にわたってですね、県立高校の統廃合問題が計画されております。その中でですね、南関高校も後期の部分に入っているわけですが、これは聞くところによりますと、28年度までというのを聞いておったわけですが、この辺のところは、また後でお聞きをいたしますが、この南関高校が最近の入学数、どのようになっているのか推移ですけれども、どのようになっているのか、そしてまた、この存続運動が話のあった時点から大きくクローズアップされ、そしてまた、取り上げられておるわけですが、県の反応はどうだったのか、どのようになっているのか、それとまた、最近存続ということをあまり聞けなくなりましたけれども、どのような推移をしているのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、この28年度をもって閉校の予定というふうになっておりますけれども、その後この高校の建物なり施設なり跡地なり、どのように検討して計画されておるのか、また町としてどのような希望を持っておられるのか、お聞きしたいと思っております。

3番目ですが、国道443号の肥猪口付近で毎年のように大きな事故がっております。それは、平成18年度に私が議員になりましてから、19年度、20年度だったですか、1回聞いたことがございますけれども、そのあたりからどうしてもこの改善がなされておられません。なぜ改善されないのかその辺のところをお伺いいたします。

それから、4番目ですけれども、皆様もご承知のとおり、大きく毎日メディアでは国会のことが報道されております。政権の争奪戦みたいなことが繰り広げられておるわけですが、与野党3党合意で増税路線を突っ走りながらもですね、一方では問責だの解散だので領土が乗っ取られようとしておるときに、そのようなことお構いなしにやっておるようでございます。

そういう中で、国民の生活が第一でなければならぬ赤字公債特例法案等もとうとうそのままなってしまうして、審議はしないまま国会は閉会したわけでございます。そういう中でですね、地方交付税の先送りというようなことも報じられまして、一部そのような事態になっておるところもあるようでございます。財政基盤の弱い自治体には、そういうことがないように配慮するというようなことも言われておりますけれども、実際この南関町の状況はどうなのかお聞きをしたいと思っております。

それから、その財政状況の中でですね、国や県の事業、あるいは補助金等も町で

も大分受けておるようでございますが、このへんのところは滞りなく予定どおりに配付されるのか、お聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちましてですね、あとは自席のほうで質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました11番、酒見議員の総合文化センターについてのご質問にお答えいたします。

現在総合文化センターにつきましては、指定管理者である津留建設株式会社が運営管理をしておるところでございますが、近隣市町において温泉施設の増加等により利用者は年々減少している状況にあります。収支におきましても、利用者の減少により利用料金の減、灯油価格の高騰により、燃料費の増などによって赤字決算と報告を受けているところでございます。

指定管理者におかれましては、今年度が5年目の最後の年でありますので、8月に募集を行ったところでございますが、公募に対し申請する団体はありませんでした。

しかしながら、現在の指定管理者である津留建設株式会社から応募の意思はあるが、健全に運営していくためには、今回の業務の仕様書では難しいので変更していただきたいとの要望があっているところでございます。

施設運営につきましては、指定管理者制度により取り組んでいく方針であります。現在の指定管理者である津留建設株式会社との協議を行い、委員会、協議会において意見を伺いながら進めてまいりたいと思っております。

そういうことで、12月の議会におきまして提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

総合文化センターは、温泉を活用した町の貴重な施設でもあります。今後、施設を維持していくためには指定管理者制度における運営にも厳しい状況にあることも事実であり、財政の圧迫にもなりかねませんので、今後の施設の利用向上、施設の見直し等について、住民皆様の意向、あわせて議会からのご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、県立南関高校についてのご質問でございます。

県の高校再編整備基本計画は、平成19年度に策定され南関高校は、後期の平成25年度から27年度に実施する予定でされております。そのような中、当町では南関高校の存続を求める協議会を結成し、また熊本県高校再編関係市町村と連絡協議会と連携し、存続を求める活動を行ってきました。

県には、存続を強く要望しておりますが、県からの回答は後期の実施決定が行われていない状況では、地元の意見を聞き、丁寧な説明を行っていくとの回答を受けているところでございます。

これからも関係市町村長と連絡協議会と連携を図りながら、存続の要望を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、3番目の国道443号危険箇所改良についてのご質問でございます。国道443号の肥猪口付近については、ご指摘のとおり路線の前後に比べて幅員が狭く危険と言える箇所があります。これまで、町は山鹿市、和水町と一体となって県に道路整備を求める期成会を設置して要望活動を行っているところでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席からお伺いさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 4番目の財政状況のお尋ねでございます。

これは、先の国会での特例公債法案が廃案となったために、町にどのような影響が出てくるかというお尋ねだと思いますのでお答えします。

国はですね、この廃案となったために従来どおりの執行を続けた場合、財源が枯渇するというふうな状況が発生するような状況になってきております。そのために、9月に配分予定の地方交付税約4兆1,000億円の歳出の抑制を実施しております。具体的に言いますと、道府県、東京都は交付税をもらえませんので道府県、道府県配分の約2兆1,000億円についてですね、9月、10月、11月、3分の1ずつ交付税を分けて配分していこうというような考え方に現在たっております。

それと、市町村についてはですね、これはもう従来どおりと同じ9月に一括して交付されております。南関町においては、現時点では影響はありませんが、国・県等、補助金等の影響が今後法案が早急に成立しなければですね、影響が出てくるものと思っているところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 酒見議員さんのご質問でございますけれども、まず1番目の最近の施設利用状況はどうかということでございます。指定管理者からのご報告を受けているところにつきましては、一応一般家族風呂等の利用について、ご報告があっております。数字を申し上げますと、一般風呂の利用でございます。22年度が7万4,296人、23年度が7万2,262人、この人数になっておりまして、前年度から2,000人ほどの利用者の減ということになっております。また、家族風呂につきましても22年度が1万9,647人、23年度が1万7,559人、回数券でございますけれども、回数券につきましても22年度が990件、23年度が907件というふうな件数で利用客については、やはり年々減少ということで報告がなされているところでございます。

それから、2番目の23年度の収支決算はどうかというご質問でございますけれども、町長の答弁にもございましたけれども、やはり入浴者の減少、それから燃料費の高騰などが、影響いたしまして、22年度に引き続きまして、1,000万円以

上の赤字になっているとの報告を受けているところでございます。

続きまして、3番目の指定管理者の公募はどうなったということでございますけれども、一応福祉課のほうで南関町の公の施設にかかる指定管理者の指定の手続き等に関する条例というものに合わせまして、第3条で指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは公募するものとするということで規定がありましたので、その規定に基づきまして、8月1日に報告をいたしまして、募集を8月1日から31日までの1カ月間募集を行ったところです。募集の条件といたしましては、5年前の募集時と同じで8月9日に募集における説明会を行ったところでございます。説明会につきましては、現指定管理者の津留建設さんの参加のみでございました。しかし、最終的には8月をもって指定管理者の申請はなかったということでございます。

それから、4番目につきましては、町長の答弁書にあったとおりでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） ほかに答弁ありますか。建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 11番議員のご質問にお答えいたします。

国道443号線は一般国道でありまして、現在は県が管理しております。ご質問のありました箇所改良につきましては、用地取得はできずに未改良となっております。危険性が高いとして南関町、和水町、山鹿市で結成しております国道443号、県道と仁山鹿線、玉名八女線道路整備促進期成会で要望を続けている箇所がありますが、いまだに実施がなされていないところでございます。事故が繰り返されているとの指摘につきましては、南関交番及び消防南関分署に問い合わせましたところ、続発というまでの感触は得てはおりません。ただ、消防からは先月の19日、朝に事故が発生しまして緊急搬送がなされたと聞いておりますし、警察や消防が関知しない事故も想定されるところではございます。

この箇所の改良につきまして、県に問い合わせましたところ、昭和63年以降買収に向けた交渉は行われてない状況とお聞きいたしております。

実質の所有者は、町外にお住まいでございまして、交渉不調の理由としましては、買収単価の折り合いがつかない。また、残地の整地を要望されているということができないと、そのような理由と聞き及んでいるところです。

今後、県から要請がございましたらば、情報提供や交渉への支援などを行うことも視野におきながら、引き続き要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） それでは、11番議員の酒見議員のご質問ですけれども、まず1番のですね、近年の南関高等学校の入学者の推移はどうかということですが、具体的に過去5年間でですね、入学数全体と南関中卒と南関中以外という

ことでご報告させていただきます。

昭和20年度入学者数53名、すみません、平成20年度入学者数53名、南関中23名、南関以外30名、21年度入学者数55名、南関中24名、以外31名、平成22年度53名、南関中21名、以外32名、23年度入学者数47名、南関中14名で南関中以外が33名、平成24年度本年度が入学者34名、南関中18名、南関中以外16名となっております。

続きまして、南関高校の存続運動が開いたが県の反応はどうかということですが、この件につきまして、県のほうに問い合わせいたしました。県のほうではですね、後期の実施計画が南関高校が25年から27年になっております。

6月の県議会の質問で、県の教育長の答弁をお話をされました。

平成19年度基本計画策定に基づき計画を行っていきたいと思っていると、その中で後期につきましては、遅くとも平成24年度中、できるだけ年内にですね、地域に素案を説明し、丁寧に説明をしていきたいというような回答をいただいております。

それから3番目の県教委の計画で28年をもって閉校予定は、その後の経過はあるかということですが、この件につきましても県のほうにお話を聞いたところですが、これにつきましてはですね、再編対象の跡地計画については、県立高校再編整備跡地活用検討委員会というのを設置していきたいと、その中で地元の意向、知事部局と関係課とも連携しながら全庁的な体制でですね、検討を行っていききたいというような回答をいただいております。本年3月をもってですね、前期の蘇陽高校、天草東高校、松島高校が全生徒が卒業いたしました。この学校についてもですね、まだこの検討委員会のほうで検討を行っている途中ですので、南関高校につきましては、まだ後期の実施計画ができておりませんので、まだ白紙の状態という回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） ほかに答弁ありますか。

それでは、再質問の順番ですが、あらかじめ11番議員におかれましては、質問の順番を国道443号の件から始めたいという申し出がっておりますので、これを許可しましたことを報告します。その上で、質問の途中でありますが、10分ほど休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の途中でありましたので、これを続行します。11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） どうもありがとうございました。

先ほど議長が申しましたように、通告の順番を少し変えさせていただきましたので、本当に申しわけございません。まだ時間はあったので変えんでよかったかもしれませんが、島崎議員が早かったもんですから。すみません、それはもう言うておりましたからですね、まず3番の国道443の危険箇所についてですね、お尋ねをしたいと思っております。

先ほど建設課長のほうから詳しくお伺いをいたしました、これはですね、先ほど言われましたように平成になってすぐ、もう昭和の終わりからですね、県は一部用地を買収しておったわけです。それからですね、もう約25年になるけれども、そのままということですね、非常に隣接地の人、県に用地を売られた方、本当今問題になっている用地は、そこに何十メートルか、30メートルか20、そのくらいしかなかったです。

その後の方はですね、県に用地を売られておる。それでですね、その方たちが何でいつまででん20年も30年もでけんとか、そういうことであつたならばもう用地を戻してくれというふうに言われております。それが一番ですね、それは用地を戻すことはおそらくなかろうとは思いますが、そういうふうにやっぱり地権者から見ればですね、もう売った人たちは何で道路を拡張して危険性のなかごつするために我々は協力しとるんだから、せんとならもう売ってくれ、返してくれというふうに言われておるわけです。それでですね、何とかしてここをですね、拡張しなきゃいかん、ただそういうこと言われとるから拡張するということじゃなくて、もともとの問題がですね、危険だからそういうように毎年1件ずつぐらいふとか事故のありよるからですね、そこを拡張するということになつとつとですから、ぜひひとつ町長も一緒になって、期成会等もあるもんですから、ここをですね、拡張していただきたい。土地収用法なんというあまりに大げさなことをすると、いろんなことがございましょうから、そのへんのところは穏便にですね、県のほうとしてもいつていただいて、片付けていただくようにですね、ぜひお願いしたいと思っております。そのへんのところについてはですね、課長どういうふうに思われますか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今お言葉をいただきましたように、今結成しております促進期成会につきましては、町長また議長もメンバーとなられておるところです。

昭和58年ぐらいからですね、この期成会は形成されておまして、そこで要望等を継続して行っているということでございます。今の酒見議員のですね、言葉をいただきましたので、今後もですね、やはり継続して県のほうに要望活動を行ってまいりたいというふうに思いますし、強く要望していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） ありがとうございます。

これはですね、代々の建設課長さんたちにも私はお願いしてきとつとですけど、どうしてもその範囲では、やっぱりできんところがありまして、県道で国道ですから、県がそれが国がかかわってしなきゃならんところがたたあろうかと思っております。町道であればもうとっくの昔にできておったはずなんですけども、非常にいろいろな問題でですね、難しい点があつて、このようになつとつとだろうというふうに思います。

しかしながらですね、そういう中にもかかわらず、もう改良されんままに事故を未然に防げないというような非常にもどかしい現実がございますので、もうそのへんのところは、町長も十分わかっておられるとは思いますが、課長が今言われましたようにですね、そのような努力をひとつしていただいてですね、事故のないような道路の改良をしていただきたいというふうに思っております。どうかひとつよろしく願いいたします。

次にですね、4番目の財政状況をお聞きをしたいと思っております。

先ほど総務課長が答弁されましたように、この地方交付税については、この市町村分については支障のないようにするというようなことで9月の配分も受けておるということですが、この一般会計補正予算と、これは58号議案で出ておりますので、その時と思いましたが、一緒に今回ちょっとつき合わせていただきたいというふうに思っております。それでですね、今回の地方交付税については350万円ほどの減額されとるだけで、別に変わりはないというふうに思いますけれども、14款のですね、14節のこの国庫支出金等は大幅に減額されておる、これとの関係はまったくありませんか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 今回国庫支出金の減額についてはですね、道路整備に伴う社会資本整備総合交付金が減額されたものでございます。これが大きな影響だということです。この社会資本整備交付金のとらえ方と言いますか、町はですね、前年度道路整備に充てる部分の費用を県に申請して、県が国のほうに出すわけですけど、そのときに国から県に配分してくるわけです。そして、県がそれぞれの県内の市町村分をそれぞれ配分する中でですね、県の配分のあり方もちょっと問題かと思えますけれども、今回の特例公債法案とはですね、関係はありません。国庫支出金については、一番大きいのが8,000万円を超えてましたけど、その分の減額が国庫支出金の影響でございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 6月の交付依頼9月の配分ということであろうかとは思いますが、会計課長、この5月分については、先ほど総務課長はもう入ったようなことを言われましたけど、もう地方交付税については済みでしょうか。

○議長（本田眞二君） 会計管理者。

○会計管理者（北原耕治君） 地方交付税のうち普通交付税については、4月と6月、そして9月、11月に4回に分けて交付されます。今までのところ4月分、6月分、それから9月分は予定どおり交付されております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 6月の先日5月、6月、7月分の例月検査の報告書をいただいておりますので、9月分はありませんのでわかりませんが、9月、6月入っているのだらうなというふうに私は思っておりました。それで、まだその時の残金、金額が大きかったのですよね、そう支障はないとは思いましたけれども、この9月一部メディアに報道されておりましたように、地方交付税が延期するとなると、これは9月はどうなっどかと思っておりましたので、このことを聞いたわけでございました。それで今までは会計課長にお尋ねですが、一借等はございませんね。

○議長（本田眞二君） 会計管理者。

○会計管理者（北原耕治君） 平成24年度においては一借はありません。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） それでは、今後10月、11月についても、一借の様子を、今後どうなるかわかりませんけどね、予想はまずせんでよか、心配はせんでよかということですね。

○議長（本田眞二君） 会計管理者。

○会計管理者（北原耕治君） 例年ですと、一借は2月、3月にかけて資金不足になった時に一借を行っておりますが、12月ぐらいまでには一借はする必要はないと考えております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました。安心しました。

非常にこの町と言いましても、これは運営ですから資金ないことにはどうしようもございませんので、非常に絶えずですね、この資金のことについては考えていかなければなりません。それはもうみんな私たちも会計課長は分かるどばってん、みんながそういう気持ちでおらんとできんとじゃなかかというふうに思っております。

今度の政権がどういうふうになるかわかりませんが、国も1,000兆円近い借金があるというふうに報道されておりますのでですね、いつなんどきどういような形になってくるかわかりません。それで、この辺のところをですね、会計課長もぜひひとつ目を光らせていただきたいというふうに思っております。

ところでですね、5月のこの決算報告の中で、支払いに対する費用が出ておりません。これはどうなったのかわかりませんが、これはまずミスであったろうと思いますので、そのへんのところは後で添付するようにお願いをいたしておきます。

それからですね、この資金に対する質疑の中でですね、これは交付税ばかりではなくて、国や県や事業に対する事業費、あるいはまた補助金等もいろいろございます。そのへんのところのですね、町としてもいろんな事業を国の補助金、県の補助

金を取りながらですね、利用されているんな事業をされております。また、私たちもその中で動いておるわけですが、経済課長に一言お尋ねをいたしますが、この県の土地改良事業、中山間総合整備事業の中で、南関西部関係これはもう今年の予算は付いて、今事業も工事がされておるわけですが、南関東部のほうが今年から着手する。それは工事じゃなくて、測量あるいは換地ということになっていくわけですが、この非常に厳しい財政状況の中で、県からのこのような事業に対する予算、そういうことは変わりはございませんか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） ただいま11番議員のご質問の件でございます。

経済課におきましても、多種多様な補助金、交付金事業がございます。

特に、平成19年から着手しております中山間総合整備事業、和水・南関で広域連合を組んでおります。特に、西地区は昨年度から事業を実施し、来年25年度をめぐりに完了という形で進んでおります。

また、ご質問の東地区に関しましては、現在基礎となる地形測量換地等業務実施設計等に取り組んでおりまして、予算につきましても現在3,000万円、これによって事業を進んでおるところでございます。なお、財政厳しい折でございますが、今回9月議会に補正をお願いしております南関東地区約5,000万円の一括交付金の負担金としまして、10%の500万円あたりを計上しております。これにつきましては、西地区に引き続き東地区を県営工事で着手するというような県の意思だと考えられますので、この厳しい事業の中ではございますが、これについては見通しがついているものと思います。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました。これが間違えると非常に現場も混乱してまいりますので、その計画どおりですね、現場のほうも動いておるところでございますので、これを間違いのないようにしてくれと課長をお願いしてもですね、これは上からくることですので、どうしようもございませんが、なるだけこの計画どおりの予算ですね、予算獲得しながら進めていかなければなりません。ぜひひとつよろしく願いいたします。

そういうその関連の中でですね、農地水環境保全向上対策、これとですね、今、区がいろんな区が参加しながら事業を行っております中山間直払いというのがございますが、これが非常に農地水関係についてが、今年から制度が少し変わりましたね、もう十分ご存じのとおりとは思いますが、制度が二通りになって変わっております。この分もあってかなくてか知らんですけど、いつも7月には交付があつておったのが、いまだにまだ今年度はないというような事情でございますけれども、このへんのところはようになっておるか、中山間の直払いも含めてひとつお願いをしたい。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） ただいま 11 番議員のご質問でございます。

御指摘のとおり非常に中山間直払い制度及び農地水環境保全対策交付金事業につきましては、予算が現在のところ止まっている状況でございます。ただいま御指摘の農地水環境保全事業につきましては、20 団体が加入されて共同活動事業、道路、水路等の清掃作業交付金につきましては、本当に第 1 回目の概算払いを待っているところでございますけれども、現在のところまだ交付なされておりません。

事業費につきまして、1,377 万 4,000 円が、そのうちの 75% が国と県の交付金でございます。まだこれについては執行されておりません。またもう一つ農地水の保全対策事業における向上活動、本年度が 2 年度になりますけれども、これにつきましても、要望額が 1,780 万円程度国に要望しております。しかし、内示がぁつていますのは、約 32% に当たります 577 万円程度内報がきておりますけれども、これにつきましてもまだ執行がされておりません。

さらに中山間地域直接払い制度、これは町内の 64 団体、農家総数 1,043 名が加入され、総交付金の事業としまして、この金額は 3,966 万 4,000 円につきまして、これは年度末に町の口座のほうに国と県のほうから入る見込みということで、これは今まで 3 期目、平成 17 年から 3 期目の対策事業でございますので、これについては確保が見込まれております。

それから、もう 1 件でございますが、直接農林水産省から米農家に対する米戸別保障でございます。これにつきましては、直接業務としまして経済課のほうでお手伝いをいたしますが、農家のほうに直接ですね、1 反当たり 1 万 5,000 円は振り込まれるということで、これは 12 月末の見込みでございます。

さらにマニフェスト的に現政権が取り上げております。新規就農奨励金交付金といひますか、1 人 150 万円 5 年間ということがあります。これにつきましては、今回 9 月議会でもご提案されていひますが、南関町で 3 名の方の新規就農者につきまして 10 月申請という形で協議を完了しております。半年分で 75 万円を 3 人、プラス 1 名が奥様が家族協定を結ばれておりますので、75 万円の 2 分の 1、37 万 5,000 円を足した金額で現在交付申請をしております。

しかし、これにつきましても、総額 40% を熊本県に交付するということでございますので、150 万円の 40% が見込まれるという形になると思ひます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 11 番議員。

○11 番議員（酒見 喬君） どうもありがとうございます。人農地プラン、非常に呼びかけ、掛け声だけはよかったんですけど、40% ぐらいの支払いしかできないということでございました。非常に残念ですけれども、これはですね、昨年の 3・11 から国は非常にまた財政的に困難になっておる状況でございましょう。私達のところもですね、この市町村もそういうような状況に陥っている状況ですので、わ

からないわけではないんですけども、あまりにもですね、掛け声だけよくて、いざとなった時に30%、40%の支払いしかできないということになるとですね。何のための制度だろうかと疑いたくなります。

それですね、この人農地プランの中で、今専門的にやられている、対象になる150万円の対象になる方々のほかにもですね、いろんなプランがありまして、その交付金の対象になるように思います。よほどいろいろやっぱり国がすることですから、いろんなことを研究しながら、勉強しながらいかなければならない。その中で指導的役割を果たしていただけるのは、やっぱり原課しかございませんので、そのへんのところをひとつよく吟味しながらですね、今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

予算のことにつきましては、これで終わりたいと思っております。

次にですね、南関町の総合文化センターうから館のことについてお伺いをしたいというふうに思っております。

先ほどの利用状況でございますが、非常に残念ながら、この利用状況が毎年減ってきているというのは、これはわかっております。その中でですね、これが冒頭にも申しましたように利用者が減れば、これは当然赤字になってくるのは、もう言わずと知れたことでございますが、一応南関町が平成8年、9年ぐらいの建設を始めたときから第三セクターではじめられとったんですが、19年の9月からですね、20年の3月までは町が指定管理者ということで、一応発足をしたわけでございます。その時点でですね、もう既に300万円ぐらいの赤字があったわけです。

そしてですね、20年の4月から25年の今回に至るまで指定管理者制度になったわけでございますが、この間、この以前の第三セクターの時代から赤字がありまして、町が指定管理者になった時点、その時点でですね、もう累計が600万円ぐらいの赤字になっておったわけです。それで、これはですね、この民間の指定者に出す前に一般会計の補正をしてですね、一応御破算にしてもた経緯がございます。その後ですね、民間の指定管理者をお願いをしておるわけでございますが、20年度、21年度もずっと赤字になっておるところでございます。21年度にですね、19万5,000円、約20万円ほどの黒字になっておるわけですが、この20年度からですね、もうとんでもない赤字が出ておるわけです。これはいろんな施設の改善やらそういうような修繕費等も入っておるわけでございますが、この指定管理者の人たちばかりが赤字ではなくてですね、それはそれなりに施設の修繕やら備品の購入やら、町もその間出しております。

それですね、この入場者数施設の利用状況はどうかというのは当然のことですが、このまま一番問題はですね、このまま赤字が累計していくような施設をこのまま維持していいのか、指定管理者の方にそれを赤字はわかっとってお願いしているのか、そのへんのところが非常に問題がというふうに思います。それですね、何

かみんなで知恵を出し合いながらですね、今後恒久的に赤字が増えないような、そして、それを民間でできるものは民間にというような政府のスローガンはそうございますので、指定管理者の方々に安心して営業できるような施設にしていかななくてはならないというふうに私は思っておるわけですが、そういう方法を考えておられないのか、そういうふうにチェンジするわけにはできんかというようなことを考えますが、執行部としてはいかがですかね。

副町長。

○副町長（本山一男君） 先ほど課長のほうから答弁いたしましたように、指定管理者が議員おっしゃいますように、21年度1年度限りは約19万5,000円ぐらいの黒字で、後は全て赤字なんです。いわゆる累積赤字が相当あるというようなことで、今回の公募につきましても、町長から答弁いたしましたように応募はなかったと、しかし指定管理者、現在の指定管理者は仕事はしたい。しかし、5年前の公募要領、仕様書では継続は同じだから、何とか協議の場を設けてほしいと、そういうふうなお話があります。町といたしましては、今の指定管理者が仕事する意思があるということであるならば、協議のテーブルにつきたいと、つきたいというか、協議を試みたいと。

しかし、お互いに向こうのほう、指定管理者の方もそれなりの条件を出されるでしょうけども、町としてもそれをすべて了解するということもできませんので、協議を重ね、先ほど町長が言われたように所管の委員会、あとは全員協議会の中でお話して、できれば協議が整うならば、現指定者と指定管理を結んでいきたいと、そして、5年間ございますので、その後に議員おっしゃいますように、この施設をどうすればいいか、町の町民の財産でもありますけれども、はたしてこのまま運営できるのか。できれば有識者を含めたところで、その次の指定管理の期間内に方向性を持ち出していくなればというふうなことを考えているわけでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） これはですね、十分わかっております。これは条例の中でも、条例の中というよりも、この決めごとの中にですね、公募要領の中にも応募がなかった場合は指定管理者として指名してもいいというような一言もございまして、応募がなくてもそれはやってくれんかというようなお願いはできるものだと思います。

それでですね、しかしですね、そこですよ、1,000万円以上赤字の出る施設をですね、本当にお願いをしていいのかと思います。これがですね、わかっておりますように、20年度には1,250万円ほど赤字が出ております。それと21年度は19万5,000円、22年度は1,050万円ほど、1,047万8,000円、23年度は半年で834万3,000円、この赤字が出ております。23年度の決算表はいただいておりますので、半年分の決算はいただいておりますのでですね、半年で834万3,000円出てるということはですね。その倍まではいかなくても、

1,500万円ぐらいの赤字にはなっておらんかというふうに思いますが、課長はそのへんのことは聞いておられませんか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） ただいまの酒見議員さんの収支の件でございますけれども、申し出のとおり21年度につきましては、黒字ということで19万5,000円程度、それから23年度におきましては、報告によりますと、バイオマス関係を含めた形でありましたので、その分を町の判断といたしまして省くというような形で認識をさせていただいたところです。それによりますと、23年度におきましては1,100万ぐらいの赤字ということで報告を受けているところでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 8,000と800でしょう、8,000もするわけはなかけんですね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 赤字が1,100万程度ということで、報告を受けているところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 1,300万、そこで少しちょっと課長にも確認していただきたいことが一つございますが、22年度のですね、入場数、利用者数と23年度の半年分の利用者数がまったく同じだというような報告書が出ておりますが、これはまったくそういうことはないと思っておりますが、半年でまったく前年度と同じような利用者数であれば、1年間にすれば大きく利用者数が伸びたことになりますので、そういうことはなかったじゃなかかなというように思いますが、訂正してもろてよかですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 23年度8月につきましては、一応申しわけないのですが、今手元に持ちあわせておりませんので、ご勘弁をいただきたいんですが、最終的には23年度報告を受ける必要がございますので、一応今回につきましては、22年度の実績と23年度の実績ということでその利用者数につきましては、その増減の数を報告させていただいたところでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました。それでですね、これについては間違いじゃなかかと私は思いますので、一応確認はさせていただいておけば結構です。前の前年度の報告と同じ数字でございましたので、これはちょっと違うとじゃなかかなというふうには思いました。それは、それでおそらく違うとが当然だろうと思いますので、それはいいです。

それでですね、先ほどのこれから先どうするかというのに移りたいと思いますが、今度新しくですね、指定管理者を執行部で指定をされる。これは公募に応募がなく

でも指定してもいいというふうに先ほども言いましたようになっておりますので、それはしていただこうと思います。しかしながらですね、こんなに1,200～300万ある赤字をですね、指定管理者にお願いするということも非常に心苦しいところがございます。それとですね、それなりに建物や備品、いろんなこともですね、消耗していきますので、これはほとんどが町の負担になってくるというふうに思います。それでですね、ひとつ早い段階でですね、これをどうするかというようなことを考えながらいかんと、その時になってからでは非常にもう遅くなってしまいうような事態になりはせんかというふうに思います。費用が少なくいけばそれに越したことはないんですけど、支出のある以上はですね、幾らなりともどんなにいい施設をつくっても経費がかかるのが当然でございますが、営業損益だけでも1,500万近く出てくるのに、それに消耗していかなければならないのがほとんどがございます。約2,000万円も赤字をきって出すような施設をですね、維持するということは非常に町にとって本当に厳しくなりはせんかというふうに思います。

それで今度、先ほど副町長が言われましたようにですね、今度新しくまた更新される指定管理者に更新されても、この5年間のプロセスの中で次をどうするかということですね、するということは早めにですね、早めに早めに手を打っていきたいと、いったらどがんだらうかというふうに思っておる次第でございます。

それで、このままこれを放置するということもできませんので、さし当たりはそれは指定管理者を決めながら管理をしていただくと。その前にその内容をどうするかということも協議しなければならない点でございますけれども、非常に難しいことが突きつけられているように思っておりません。

そこでですね、町長にもまたお尋ねですけれども、先ほど町長の答弁の中にもありましたようにですね、そういうことは非常に考えておられるように言っておられますので、今後早めにですね、これを5年間、やっぱり5年間契約をしたががいいのか。それとも1年1年で更新されていったががいいのか、そのへんのところは考えておられませんか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 更新はですね、一応5年ということでございますので、これは実施してまいりたいと思っております。しかしながら、質問者おっしゃるように施設もだんだん老朽化してまいります。そのためには維持費が必要になります。そういうことでできるだけですね、維持費のないような施設の改良は必要かと思っております。できれば、電力のくわない電気に変えとかそういうことも考えて、そして、また、入場料の問題も、使用料の問題もでございますけれども、また入湯税の問題もでございます。これにつきましては、入湯税につきましては、当初からですね、議員さん方ご存じの方がほとんどだと思いますけれども、かなり検討しながらやむなく現在の入湯税を取るということになったわけでございます。しかしながら入湯税は、うから館だけでなくして、セキアの問題もでございますので、このへんも十分お

願いしながら考えてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました。これにつきましてはですね、これは人間の心理としてですね、やっぱり20年も経つとる施設に、温泉施設に行く、そら、いきつけた人はくるかもしれんけど、新しい施設ができればですね、みんなそちらのほうにいくたがる。いま、車ですからちょっとですから、そういうようなことで各市町村にこういうような温泉施設等は新しい施設ができておりますので、そちらのほうにいかれる。そういうことが原因となってですね、利用者数が減ってきているのではなかろうかというふうに思います。やっぱり古くなれば古くなるほどですね、何か地震のときとかいろんなことも考えながらされてはおるものの、やっぱり新しいところにいかれるのではなかろうかなというふうに思います。かといってそれを今までの施設が古くなったからまた同じような施設をするということもですね、これはちょっとどうかなというふうに思います。南関のせつかく先輩たちが温泉施設を立派な施設をつくられておりますので、当然維持していかなければならないところではございますけれども、山鹿温泉の泉質、あるいはまた平山温泉の泉質から見ますと、全然違うというようなことでございますのでですね、利用者も減るのも当然かなというふうに思います。

それでこれをこのままの状態で行くということはですね、一応念頭には置かないでですね、ひとつこれをどうしたらいいかみんなで知恵をひとつ出しあわせて考えていけば、考えていかなければならない問題ではなかろうかなというふうに思います。そして、一番大事なことは、やっぱり町民の人たちが使いやすい、そしてためになる施設をつくらなければならない、それは当然のことでございますので、そしてその中でですね、やっぱり指定管理者の人たちも利益をあげねばならないということも考えなくてはいけないということでございますので、どうかですね、よろしくお願いいたしますと思っております。

それからですね、参考までにこれは申し上げたいと思いますけれども、先ほど冒頭のほうに言いましたように、いろんなことでですね、この委員会でもいろんな意見が出ております。建設的な意見が出ておましてですね、売却の話も出ておりました。しかしながらですね、平成9年度、8年から9年、8年から9年にかけて建設が行われたわけでございますけれども、その前にふるさと創生基金、十分ご存知だと思いますけれども、ボーリング等をやっておられるわけでございます。そのときにですね、15億円ぐらいの建設費用だけでかかっております。そのボーリング費用とか何とか、ほかにいろんな費用がかかっておりましようけれども、その費用を全体をみればやっぱり16億円、17億円ぐらいの費用がかかっておるんじゃないかなというふうに思っております。ほとんどが過疎債で処理してございますので、南関町からの支払いはですね、8億半分で済んでおるところでございます。

しかしながらですね、約20年ほど、20年ほどというよりも平成20年ごろ、

この過疎債の償還はもうすべて済んでおると思っております。それですね、あとは町がどういうふうに赤字を出んように運営していくかということにかかっていると思いますので、町長の判断を、よりよい判断をよろしくお願いいたします。この件については、なんかまたありますか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 質問者おっしゃるように十分検討してまいりたいと思います。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） どうぞよろしくお願いいたします。

それではですね、南関高校の問題に入っていきたいというふうに思います。

先ほど教育課長のほうからですね、詳しく年度ごとに入学者数、あるいは地元からの入学される方、町外の方々等もいろいろ数字を出していただきました。非常にですね、この町外の方々と最近少し私も知っておりましたけれども、こういうような数字だったのかとびっくりいたしておるところでございます。特に、この24年度、今年度につきましてはですね、統合するというようなこともあつてか少ないように思われます。

この統合、今まで先ほど教育長が申されましたようにですね、統合という存続ということにつきましては、まだ非常にどういうふうになるかわからんと、まだはっきりしたことは聞いていないということでございましたけれども、町の、ここに島崎議員がおりますけれども、町の存続の経緯というのは、教育長どのようになっておりますかね、最近まったく存続運動の話を聞いておりませんが、この辺のところはどういうふうに動いておるわけでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 当初この基本計画が示されてましてですね、南関町におきましてはですね、当然南関町独自で南関高校の存続を求める連絡協議会というのをすぐに発足させているところでございます。当然、この会をもちまして存続運動、同窓会、具体的に、今平岡同窓会長ですね、中心に同窓会を中心に行っているところでございます。実際ですね、この会単独ではなかなか全県下に及んでおりますので、難しいということではいわゆる熊本県の方ですね、阿蘇市の佐藤市長を中心として、会長として、熊本県高校再編関係市町村長等連絡協議会というところに結集していたほうがいいのかという会のほうのご意見で、こちらのほうで行動を行っているところでございます。

当然、この会の事務局から連絡がまいりまして、会議等、または申し入れ等も行っているところでございます。実際、本年7月に行われる予定でした会もご存じのとおり、阿蘇市のああいった甚大な被害のために10月の下旬に延期になっております。3月にですね、近々では3月に申し出書を要望書を提出しております。これが一番新しい要望書でございます。これにつきましては、南関町におきましては、存続もしくは分校というような具体的な申し入れもしておりますけれども、先

ほど申し上げましたように、南関高校はまだ後期の計画が発表しておりませんので、これについては地元の方への説明、南関町に説明しながらいくという回答をいただいているところでございます。現状としては、前期のところが粛々と計画をされております。しかしながら、またこの連絡協議会等でですね、10月初旬にまだ会合等ももっておりますので、存続等を求めてやっているところです。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。まだありますね、はい、わかりました。

質問の途中ではありますが、ここで昼食のため1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の途中でありましたので、これを続行します。11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 私は、平成28年までと書いておりますが、これは、やっぱり最初の計画で25年から27年までが工期ですかね、課長どがんですか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 25年度から27年度の間に南関高校が再編の計画になっていきますけれども、具体的に言いますとですね、一番最後ですね、もし27年度の再編の一番最後は、29年の3月に卒業する生徒が一番最後になります。一番遅い場合にはですね。一番遅い場合には、29年の3月が最後の卒業生になる予定です。ただ、まだ25年、27年の間に決まっておりますので、まだここは具体的な数字は言えませんので、そういうことになってます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） ありがとうございます。

それからですね、県のこの計画が発表されてから、いろんなところで多くのところでですね、存続運動が展開されてきたと思っております。その存続に対して、緩和策を見直すというようなことが今までございましたか。全然県下ではなかでしょう今まで、どうですか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 存続に関しましてですね、やはり地元要望からは、やはり通学の問題等がですね、具体的に出ております。その中で、通学の補助等とかですね、バス運行の適正化を県のほうをお願いをしております。ただですね、マイクロバスの要望があってございましたけど、これはまだどこでもですね、マイクロバスによる高校への通学は実現しておりません。ただ、これが多いのは事実です。

また、南関高校におきましてですね、そうなった場合には、そういったマイクロバスの要望をしなくちゃいけないという話を県のほうにしましたら、それは検討

事項にあたいするということで、今、回答をもらってますけれども、今のところ緩和策につきましてはですね、まずそういったことで通学費の補助等のことで行われているのは事実でございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） このですね、最初の計画どおりに県が統廃合を進めていくというのはですね、これはおそらく南関も相当の存続運動がいろんな方々からあっておる。また団体からあっておるんですが、とてもおそらく県教の方針は曲げないのではないかなというふうに思います。そういうふうに思われますが、その時ですね、今課長が言われましたようにですね、それじゃあなら荒尾高校に統合と決まった時に、南関から今まで南関高校にいく人たち、あるいは23年度も18人から20名ぐらいあったその人たちを荒尾高校に通学をどうするかということは、当然一番に考えてやらにゃいけん事態のことであろうと思います。

それですね、そのへんのところの通学ということを考えて町がサポートしてやるというようなことはですね、当然しなきゃいかんとですけども、その時点でもうそういうことになると、南関高校は建物も敷地も空くということになりますので、その跡地利用とかいうことにつきましては、教育長が言われますように県の品物ですから、県のほうで検討委員会を設置されて、もう既に考えておられることだろうとは思いますが、この後にもともとが南関高校は南関の有志の方の財産でもあったことですし、当然南関町に払い下げをしていただく。できればですね、管理費も含めて何年分のものでしてもらえば一番よかったですけど、校舎なり建物なり敷地の利用ということは、地元にお任せできるような環境にもっていつてもらいたいというふうに思うわけでございます。

何によりまして、これはしかし今の時点では県の持ち物ですからどうしてもありませんが、そのへんのところも含めましてですね、南関町民があそこをどういうふうにご利用しよう、一番利用しやすいようにしようと、ためになるような施設にもっていくということは、地元の人たちが考えて県のほうに要望すれば願いもかなうとではなかろうかなというふうに私は思いますが、そのへんのところをですね、ぜひひとつ実現できるようにお願いをしたいと思うわけでございますが、まだ、時期尚早のように思われますけれども、計画的にもっていくためにどうしたらいいかということを考えなくてはならないと思っております。そのへんのところは教育長どうですか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 課長が先ほど午前の最後のほうで答えましたようにですね、県のほうがまだ今年度、早ければ年内に最終後期の計画を実施計画をですね、発表するという段階でありますので、おっしゃるとおり今の段階で跡地の検討ということは時期尚早だというふうに考えますし、それよりも、ちょっと紹介をいたしますけれども、この冬に保護者を対象にですね、高校の再編計画についての説明会が

南関高校で行われました。新聞報道にもなりましたが、島崎議員は幹事として当日、子どもは大事な命ということですね、アピールもされたところでしたけど、その時に保護者の方から、非常に大事な問題提起が何人もなされておるわけですね、存続を求めて。その時に、その保護者の皆さん方が南関高校ならではの教育を今実施してもらってるという強い要求があったおかげで、現在高校教育課の中で、統合推進室長をしている室長のほうからですね、その後の感想をコメントをいただいている中に、南関高校はやはり玉名郡に一つしかない県立高校だし、やっぱり保護者の意見を聞きますと考えさせられますという、その一言はですね、私も今後の県の存続協議会の中でも大事な視点として、さらに訴えなければならないというふうな視点ではないかなというふうに考えておるところです。

当然、県は当初前期の前に前中後期計画を発表したとおりにやるという大前提は変わらない建前でおられますけれども、先ほどの何かそれが少しでも変わったところがあったかというお尋ねで、ちょっと課長の回答とずれていた部分があったかなと思ってお聞きしていたのがですね、阿蘇が高校が統合されるとき、校舎制というのを取り上げて、一つの高校にまとめんで校舎で二つ、いわゆる分校的な発想ですね。そういうシステムで阿蘇はつくり上げられました。だから、町長はそのこともあって、分校ででもぜひという姿勢を今県に訴えられているという段階ですので、最終実施計画案が年内または年度内に発表されるまでは、今の跡地の問題については、まだそっとしておくべきではないかということで答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました、それではですね、当然そうであろうと思います。また、今は授業もあっていることですし、子どもたちが生徒たちが一生懸命ですね、勉強のほうに励んでおるところでございますので、我々が土地のことを言いだすのは尚早であるし、また不安を与えるということになってはいけませんので、このことはあまりはしたくはないんですけども、そういうことも考えながら、今後のビジョンはどうするかということもひとつですね、頭の隅に置きながらいきたいというふうに私は思います。

そういう中でですね、今も言われましたように、いつかいつぐらだったか町長のほうから玉名高校の分校にでもというようなことを考えておられるというようなことも聞きました。しかし、現在の時点でですね、平成元年に2万8,000人ぐらい高校卒業する人たちがおったのがですね、現時点ではもう1万7,000人、1万6,000人に減ってしまっておる。1万1,000人から1万2,000人ぐらいもうその時点から生徒数が減ったという現状もございますので、これは特色のある南関高校を見いだして残す、存続するということはですね、非常に私たちもそれは願っておることでございますけれども、それがかなわないという時点になることもある方向では考えておかなければならないというふうに思います。

それで、先ほども申しましたようにですね、あまりこのことにまだ子どもたちのおる中で、存続という跡地のことは言いたくございませんので、これぐらいにしておきたいというふうに思います。

いろいろ長時間にわたってですね、4項目ほど質問いたしまして、丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、11番議員の一般質問は終了しました。

続いて、9番議員の質問を許します。9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） こんにちは。9番議員の橋永でございます。先刻通告しておきましたことにつきまして一般質問をいたします。

まずもっておめでたいことがありましたね。南関町東豊永出身の浦田理恵さん、ロンドンパラリンピックでのゴールボール女子団体競技、日本史上初の金メダル、誠におめでとうございました。お祝い申し上げます。町民へ感動と励み、そして誇り、希望を与えていただき誠にありがとうございました。今後のご活躍をご期待申し上げます。町民への夢と希望を与えてください。南関町での町民栄誉賞を受賞していただき、町民みなでお祝いをしようではありませんか。

さて、6月の九州北部の集中豪雨で大勢の方たちが被災され、多くの人命が亡くなられましたことに対して、お見舞いとお悔やみを申し上げます。

先日の16号台風は、大変心配をしていましたが、南関町にとりましては、さほど被害もなく通り過ぎ去りひと安心をいたしたところでございます。当南関町も県関与型産業廃棄物最終処分場建設を容認いたしまして、1年半の月日が流れました。

そして、その間の地元住民に対しての地域振興策の要望に対しての回答説明、町、県当局はきちっと示しておられるものと思います。10月末か11月上旬の県との環境基本協定書の調印のスケジュールが示されていますが、地元の要望を最優先にした協定がなされるものと信じております。

ところで、あんまりよかこっじゃなかですが、ところで南関町も許されざることが新聞やテレビで報道されております。M氏でございますが、インターネットのブログの掲載内容として、市民オンブズマン、南関町課長の告訴問題を取り上げてありました。これは熊日のテレビの番組の中で、書いてあったわけでございます。何をしようという問題が起こるのか、関係者はこのなるほどなと、よしとしてもですよ、全然知らない人はこういう新聞を見たらどう感じるのか。南関町の恥さらしじやなかかと思えます。これが違ふとするならばですよ、堂々と町民に対して釈明をするのが本当じゃなかろうかと思えますがいかがでしょうか。

6月の議会の始まる前に議長にお願いいたしまして、発言をいたしました。和水町職員の使い込みが発覚し、和水町町長の謝罪が新聞に載っておりましたね。その朝でございましたが、隣町のような事件は絶対起こさないように、町三役をはじめ全職員への戒めの徹底をお願いいたしました。この時、副町長はですよ、こがん答

えとる。全職員に周知徹底し、町民の町職員に対しての不信感を抱かせません、今後抱かせませんと答えとる。つい最近じゃなかですか、にもかかわらず課長と書いてありましたが、課長は8人おります。8人のうち誰かはわからんですが、課長を束ねる総務課長、それから副町長なんばしよっとですか。危機管理コンプライアンスの周知をですよ、図らにゃいかん。報告・連絡・相談の認識の強化を徹底してください。報告・連絡・相談がなかったためにですよ、こういうM氏のブログにですよ、総務課長のことが書かれたり、裁判沙汰が起きるんじゃないですか。町長や議員は町民の審判をあおぎますけれども、職員は町民の審判はあおがんです。執行部がそれはせないかん。そのためにもですよ、いかなる処分を職員は受けても致し方なかなと思います。それが嫌ならぴしゃっと釈明をすることは当然だと思います。町当局もそれは調査をして、なぜこういうことになったかというようなことは、町の町民に対して釈明をせないかん。当然のことだろうと思います。

前置きはこのぐらいにして本題に入りますが、今回は三つの質問をいたします。問1番、スマートインターチェンジの設置要望について、23年12月に衆議院代議士を介してですよ、国会へ町長と当時の建設課長、経済課長、私と4人、和水町の町長あたりもありましたけれども、上京して中山間地整備事業の継続と新規採択、工業団地の造成、それからスマートインターチェンジの設置に関して熱い思いを要望してきました。その時は、官僚さんも高速道路課長、それから国土交通省の道路局長や、大臣クラスですが、国土交通大臣の津島政務官に陳情して、そのかいあってですよ、翌日は課長2人、経済課長と当時の建設課長は衆議院会館においでですよ、設置要望に対しての勉強会まであったわけでございます。その間、町長と私は2人はですね、代議士さんの事務所へ陳情にいったわけでございますが、特に道路族の有力代議士にお会いいたしました。町長も強く熱くスマートインターチェンジの設置を要望されました。それなりの成果も感じて帰ってきました。

その後も町長、副町長3人でですね、お隣の道路族の有力代議士、がしこ言うとかわかんないと思いますが、に再度この件で要望した経緯は担当課長も知っているはずだと思います。一日でも早く周辺の市町、企業などと勉強会を開き要望書を国に上げてくださ、県に上げてくださというように要望があったわけですよ。向こうからですよ、決裁権を持った人がそういうこと、そういう返事をしてきました。にもかかわらずですよ、周辺との市町村、村ななかですが、市町、企業等の勉強会はいまだに開催されておらない。何をしていたのかということです。私から言わすなら怠慢じゃなかろうかだと思います。このことばですよ、私がちょっと強い口調で一撃をやったわけですが、総務課長としてあるまじき態度をとられたと、私は不快感をもちました。6月の定例会に設計コンサル料、インターチェンジの設計コンサル料、調査料でございますが、予算計上はしてあります。

しかしながらですよ、隣接する市町村や地域周辺の企業にスマートインターチェンジ、スマートIC設置の賛同を得てからの調査コンサルの手順じゃなかろうかと、

私は素人ながら思うわけです。そうでないと、400万円のもしこれがでけんごつなったら、400万円の無駄遣いじゃなからうかと思えますね。特に、お隣のことで、インターチェンジあるわけですから、それを4kmぐらいかな、4kmまではなかか、手前をお願いをするわけですから、その町としてはあんまりよか気持ちはせんだろうというのが本音でございますが、南関町はそうはいってはおられない。

そして、もしスマートICのスマートインターチェンジの設置が成功ばせんだったら、南関町のですよ、活気づいたまちづくりに多大な損失につながると思うわけでございます。どう今後の動きをするのか伺います。それが一つ。

それから問2番、建設業者の入札指名審査会、これは私は調査会と書いておったのですが、指名委員会と書いとるかな、すみませんが審査会に訂正をお願いします。

いかなる理由で指名に入れたり外したりするのか。そしてまた、測量設計業者などは、指名審査会に諮られないと聞いているが本当か。測量設計業者とコンサルタントの指名審査会の基準はどうなっておるか伺います。

3番目、合併浄化槽の工事について、上水道がいかない、ひかれない所は合併浄化槽というようなことになっておりますが、そのことにお伺いします。

南関町の業者が落札してもですよ、下請業者に丸投げして工事が行われておる。立会人も丸投げされたところはこんということがあります。聞いております。町のチェック体制はどうなつとるか。また浄化槽の設置許可申請業者が落札すればよかつですが、ぜんぜん設計許可申請業者と違う人が落札をする。そして、工事ば施工する。両方の施主はですよ、片一方は設計ばお願いして、片一方はそんなら違う人が工事ばするということは非常に両方に対して気の毒というようなことで、気がかりでならない。新築の場合とか、リフォームなどは特に言えると思います。そういうことでお伺いいたします。

あとは自席にて再質問をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（本田眞二君） 9番議員の質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） まずはじめに、M氏のブログの件が出ておりましたので、それに対してお答えします。

私の個人的名前が出て、私のありもしない行動がさもあったような表現でブログがありました。非常に個人的にも憤慨しますし、南関町の行政を、こんな行政をやっているのかというふうに住民の皆さんに心配をおかけしたわけであります。その件におきまして、私ではですね、玉名警察署の生活安全課に相談にいきました。まず個人名の記載と、ありもしない事実を公表されたという部分。それから、顧問弁護士にも相談っております。基本的には顧問弁護士の考え方、ブログにいちいち答えてはですね、たまったもんじゃないと、無視しなさいというふうなご指導を受けましたのでそのような対応をしているところでございます。

ご質問のスマートインターチェンジのご質問にお答えします。

スマートインターの整理は、南関町の発展に対して大きな有効な手段だと思っております。このため、昨年12月7日にですね、国土交通大臣への要望書を提出したところでございます。その後、本年6月の議会において、スマートインターチェンジの構造設計等の補正予算をご承認いただきまして、現在設計業務の委託を行っているところです。今回の委託では、道路構造の検討、どのような接続が可能かというふうな調査設計。それから、将来の交通量の推計、それからスマートインターの一番の要因であるのが、設置の要因であるのが費用便益のことです。費用便益が1以上でないと設置の要件に該当しないということで、3番目に費用便益の分析をお願いしております。4つ目が交通量の調査等を委託しているところでございます。契約期間は、平成24年8月10日から10月31日までとしています。町では、この結果を受けて、スマートICの整備ができるものか判断していきたいと考えております。この間の打ち合わせや視察については次のとおりです。

4月20日、熊本市、宇城市役所の研修です。7月5日須恵・宮田スマートインターの視察。それから7月10日、別府スマートインターの視察、契約後においては委託業者と打ち合わせを行っております。8月30日、NEXCO熊本高速事務所、これは八代事務所ですけど、そこの協議。それから9月12日、NEXCO西日本九州支社、福岡にありますけど、と協議を行っているところです。

次に、入札についてのご質問ですが、私から入札に関する基本的な事項についてお答えします。

工事等の入札の指名選定については、南関町工事入札参加資格審査格付要綱を定めています。本要綱に従って、2年に一度競争資格参加の申請をしてもらっています。この競争参加資格申請を基に工事等の入札者の指名選定を行います。南関町工事請負建設業選定要領に従って公正に行っています。

工事内容、つまり工種や工事の規模、工事場所などを考慮して指名選定をするものでございます。指名の選定に関しましては、同要領第2条に規定しています指名審査会で審査し、選定基準にのっとり選定することになっています。

以上お答えし、この後のご質問については自席からお答えします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 建設課からは指名競争入札における業者の推薦についてご説明申し上げます。

工事や業務委託の種別に応じまして、指名業者を選定推薦いたしておりますが、基本としましては、円滑に事業が進ちよくすることを念頭にいたしております。留意する事項としましては、手持ち工事の状況、施工実績、地理的条件、技術的な適正などが上げられます。また、受注機会の公平性も重要な観点と考えております。町の予算を執行することから、町内の事業者の推薦にも努めているところです。

指名に入れたり、出したりとのご質問ですが、建設課としてはただいま申し上げました点などに留意しながら推薦を行っているところです。

それから、合併浄化槽の工事についてですけれども、合併浄化槽設置工事において、一括下請けが行われているのではないかとのご質問であると考えお答えします。

当該工事において、一部部分下請けが行われていることは承知しておりますが、一括下請けについては行われてないと認識しています。一括下請けにつきましては、建築業法第22条で禁止されておりますし、抵触することになれば元請け、下請けともに営業停止等の処分を受けることになっております。厳しい措置がとられることとなっております。平成23年度、24年度に関しましては、部分下請けにつきましても下請け報告書によりますと、請負工事のうち的一部分でありまして、高いところで契約金額の約27%となっており、問題はないものと考えております。ただ、そのような疑念をいただくということ自体があってはならないと思いますので、契約時点からの指導を強化し、現場立ち会い、段階検査など、現場の確認を適正に行い、疑念を抱かれることのないように努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（本田眞二君） ほかに答弁はありませんか。

はい、再質問どうぞ。9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 今、課長2名かな、お答えがあったわけですが、私が前段申しましたことに対しまして、本人は本当か何かわからんですので、私は何と答えようもなかつたんですが、これだけ載ったということはですよ、それなりの反省させないかんと思うがいかがですか。言動に慎しまんけん、そがんなとととやろうが。

○議長（本田眞二君） ただいまの質問の件に関しましては、通告からはずれている可能性が大です。

○9番議員（橋永芳政君） お答えがあったけん、私は言いよるとだけん。お答えがあったけんが言いよるとだけん。

○議長（本田眞二君） なら、今回だけの答弁で、後はもうこの通告の内容にお願いします。はい、それでは総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） ただいまの議員のお尋ねは、私の言動がおかしいからそんなブログに載ったりするんじゃないかというご質問の趣旨だったろうと思います。私も人間ですので怒ったり、はりかいたりしますので、まともなお尋ねについては住民との接し方に対してですよ、まともに質問されるならまともに進めるし、変な対応をされてくる分については、やっぱり感情をもってますので、感情の中でやっぱり話をすることはあります。

以上です。

○議長（本田眞二君） それでは、通告の内容に入ってください。9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） はい、わかりました。今聞かれた方は、どう感じられましたでしょうか。

では、本来のスマートインターチェンジに入りたいと思います。4月から行動、

アクションをしたというようなことですが、4月からですね、間違いなかですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 先ほど説明しました4月20日に熊本市、宇城市市役所の研修を行っていますけど、その前にですね、熊本県の道路整備課との協議も行っているところです。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） そういう経緯があったというようなことは、ひとつも委員会にもなか、これもなかというようなことですので、私が早とちりしたのかなというようなことは言いたかですけど言いません。まずもって、このことについてですよ、私が問うたとき、私も口が悪かったかもしれませんが、総務課長の態度はまだ悪かったと思います。私は、お願いをした、何ばしよっとかいと、何ばしよっとかと言うところが、何と言いましたか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 橋永議員の私に対する質問はですね、かなり強烈に「お前、何ばしよっとか」と、「今じゃスマートインターをこれだけ昨年の暮れに要望しとって、何ばぜんぜん動いてないか」というふうな強い口調で言われましたので、私は議員に「私にけんかうってるんですか」と言いました。

○議長（本田眞二君） 冷静な質問、冷静な答弁を心得てください。9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 今聞かれたでしょう、そういうことです。総務課長がそういった態度というのはそういうことですよ。おかしかじやなかでしょうか。

まあよかですが、町長はじめそういう形で動いておるのは本人も一緒にしとるわけですが、当時は建設課長だったというようなことで、当然建設課がするものと思うとったっですが、総務課長になった途端にそっちいくかというようなことでございます。

そして、今業務は部下がやっておるというようなことです。それはそれでよかったです、コンサル料の400万円以上組んでございますけれども、地域の方々の同意を得て、調査設計をして、するのが当然じやなかろうかと思います。逆に進めるような気がするわけですが、手順としてはですよ、ここに私も持っておりますけれども、スマートIC検討に向けた整理事項というようなことで持っております。見れば、私の言うところが当然かなというような文言が書いてございます。それはそれでよかですたい。これから先、あとなこつば言うたっちゃ同じやけん。これから先はですね、どういった方向で進むのかですよ。お伺いしたい。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 今回の委託がですね、先ほど言いましたとおり、10月31日で期限が切れますので、それまでにはその調査結果が出てきますでしょう。その結果を受けて、このスマートICの要件であるB/C（ビーバイシー）費用便益がですね、1以上に出てくるのか、一つ大きな点が1点あります。それと構造上取

り付けがどういう形で取り付けが本線、高速路本線と連結できるのかという部分が大きな課題です。現状、玉名バイキングの高速道路については、カーブがあってかなり連結するための制約を受けます。そういう条件をからみ合わせながら業者については、一応3案ぐらいの連結の接続の形をつくってくれというふうなことで言っています。果たして3案できるのかどうかわかりませんが、問題はその費用便益が1以上を取れるのかという部分等を見ながら、この結果を受けて整備していくのかという判断をしていきたいと思っているところです。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） その判断でございますが、どういった形で判断するのか、どの段階で判断するのかをお願いします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） どの判断でと言われても、その結果を受けて、例えば費用便益が1以上を取れない場合とか、また仮に取るためにはどうしたらいいかと、例えば夜間の通行をやめるとか。それから本線、高速道路本線への接続がどういう形で可能であるかという部分の検討をしながら、最終的には町の判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） それは、随時委員会なり何なり報告はありますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 町が判断をした場合については、それぞれの委員会について報告していきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） 判断した場合ですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 当然町長、副町長、それと町の中でこのスマート I C の設置事業が B / C（ビーバイシー）も取れて、接続も可能であるということであれば、接続という方向に向かいますけど、それが B / C（ビーバイシー）が取れないと、接続もちょっと難しいということであれば、執行部の中で判断させていただきたいと思います。それから、その結果について報告したいと思います。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） その件につきましてはですね、とるかどれんかというようなことでございますけれども、九州整備局の局長あたりも一緒になって当時は八代かな、八代の事業所にいってそういう話も勉強会もしたわけですが、その中におきましては、これは難しいかばいたというようなことは全然話はなかったというような記憶をしております。おそらく費用対効果の件もございますけれども、地域を見回す限り、スマート I C についてはですよ、強く企業さん方とちょっと話す機会もございますので話をしますと、ぜひつくってくれんかというようなことで話がある

わけでございます。

長洲町長、それから玉東町長、それから荒尾市長、玉名市長、和水町長あたりとも話をしましたが、協力はしますというふうな話を聞きました。それは早うせんですかというようなことですね、期待しとるばいたと、早う期成会どん立ち上げんかいたというようなことですね、県議の話もしかりですよ。国会議員の話もそうですよ。

そして、国の官僚さん方も、そういうことは早く早く上げてください、書類を上げてくださいというようなことを私が接した官僚あたりは、そういうことを言いました。それは申し添えておきます。一日でも早くですよ、今まで何ばしよったつかと言われんような形で今後ですよ、担当課はしっかりした考えを持ってやってください。これ以上言っても水掛け論になりますので、そういうことでよかですか、返事。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 現在調査委託を実施しておりまして、その後の10月末日をもってその結果を見て判断していきたいと思っています。以上です。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） お願いします。

2番目ですね、建設業者の指名審査会ですね、これはどういった決まりがあるわけですか。基準、指名業者の選定基準は南関町はどがん考えておりますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 南関町工事請負建設業者選定要項、この第6条に選定基準を設けております。

ちょっと読んでいきますと、指名競争入札に参加するものを指名する場合の基準は、次の各号に掲げるところによるものとする。第1号が当該工事の契約予定金額の等級に属する有資格者で、発注予定工事の契約予定額に相応するものから指名しなければならない。2号が前号の有資格者の数が少数である場合、その他必要である場合は上位2等級または下位等級から属するもので指名することができるというふうに記載しております。

いわゆるちょっと説明しますと、南関町の業者についてはA・B・Cのランク付けをしております。その中からその金額に応じた中で、その業者を選びなさいと、これは工事関係だけです。以上です。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） そして、この指名業者の審査の基準ですね、今言われましたが、総務課長、管理契約係長ないし審査の第5条6条か、私が思うにはですよ、町の業者さんがたくさんおられますね。そして、町外の方もおられます。町外の方につきましてはですよ、南関に営業所があるかですね、町外の方で、そのへんがやっぱり重視さるっと思うわけですよ。まずそれ、そしてまずもってですよ、地元

に貢献をしているか、業者さんがですよ、地元貢献をしているか、税金を納めているか。各種行事に業者さんが参加してくれておるか。仕事だけ取って、南関町に何らかの形で返されているか。それが一番じゃなかろうかと思います。

そして、そのあと選定はまず健全な企業であるかですね、なかには1人しかおらっさんごたる人も落札ばしよらす。わかつとつど、そうずっと社会保険、厚生年金等に加盟をしているかですね、会社が。従業員の数、業務を行うのに対して適正か。福利厚生は十分なのか従業員に対してですね。そうすると技術者の資格、そして最後に経営は大丈夫かというようなことが一番の基準じゃなかろうかと思います。指名競争入札で指名をされる前の段階で、調査をしたことはありますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 先ほど言いましたとおり、入札参加資格審査格付要項、その中でいわゆる指名願ですね、指名願を出すときに、その審査経営点とか従業員の数とか、そういう中をですね、指名願を出すことによってその審査をしているというふうな状況です。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） それは十分なチェックをされておりますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 指名業者を決定する場合においてはですね、その指名願を最後までチェックして、応じられる事業者であるかどうかというのは判断しています。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） そういう判断ばしとんなら、しとるかもしれんばってんがですよ、それが100%そういう審査をしておりますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 私たちが審査する場合は、あくまでも指名願、当然先ほど言いました2年に1回の指名願を出していただいております。その指名願を基にして指名を行っているわけでございます。指名については、先ほど言いました手持ち工事の数とか、そこらあたりも判断しているところです。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 指名に入れたり、入れんじやつたりというようなことが本題でございますが、そういう資格を持った方ですね。それに審査に合格された指名業者をですよ、南関町にいるのによそから持ってきたり、何かしおらせんですか。指名願は出してある、よその業者も出してあると思います。

しかしながら、最優先というのはですよ、やっぱり地元の方がある程度資格を持った方、例えばA級、B級、C級、いろんな方がおるでしょう。金額も億から何十万かというところまでありますよ。しかし、大小にかかわらずですよ、地域の業者さんをまずは優先をしてですよ、何か例えば1億円の工事でも10に区切っと1、

000万じゃなかですか。半分に区切っと5,000万じゃないですか。そうすると半分に区切ったっちゃ五つあって、五つの業者が南関町におるならそこをお願いをすれば全部が潤うということ、南関町に税金、うんと業者ももうけていただいて税金ば払ってもらわなん。私たちが税金ば払ろうたやつば、よその土建屋さんが持っていこる。今は。それがほうが多かごたるですよ。

そして、自分たちは税金も何も納めんと、町には貢献はせんというのがそうじゃなかですか。建設課長どうですか、今のはあなたたちが一番知っとるじゃろうと思うけん。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今、御指摘がありましたようなことにつきましては、たぶんにないというところで私は考えているところです。

工事につきましても、やはり町内の業者さんのほうに、やはりとっていただくといいふうな形で指名の推薦を行っているところでございます。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） では、落札業者の名簿を要求しますが、この後でよかです。議会の終わってからですね、明日でんよございますが、議長よかですかね。全議員に配布してください。

○議長（本田眞二君） 暫時時間を止めてください。ちょっと時間止めてください。

—————○—————

休憩 午後1時56分

再開 午後1時56分

—————○—————

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今の町長のその答えてください。私が確約したってこれはでけんこつですけん。

○9番議員（橋永芳政君） 担当課がおろうが、町長が答えんだっちゃ。

○議長（本田眞二君） なら課長のほうからよかですか。総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 工事の入札については、ホームページで既にお知らせしておりますので、一覧表を紙に打ち出して議員の皆さんに配布することは可能です。

限定的には平成23年度ということで限定していただければいいと思いますけど。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 23年度と24年度の途中でよかです。期中よかです。期中までよかですか。はい、ならそれはお約束いたしました。

そういうことで、そのへんは十分チェックをしていきます。インターネットで見るのも、ホームページで見るのもよかでしょう。しかしながら、できる人とでけん人とおるけんですね。

それから、先ほど指名業者に願いが出た時点で、技術者の資格をチェックすると書く欄があるというようなことですが、この技術者の資格はいろんな資格があると

思いますけど、どういう資格があつですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 1級建築士、2級建築士、それから土木の技術者の1級、2級と、そういう形の中での資格欄があります。審査指名願の中で。以上です。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） それと特殊な場合がありますね、下水道工事なんか、ああいうのはなんか講習会ば受けとかんといかんとか。何人かおらんといかんとかですよ、あつとじゃなかつですか、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 下水道設備士の資格が必要になり、下水道工事については設備士の資格が必要になりますので、その資格者の講習会の修了証書等も添付してもらっています。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 建設課長、下水道工事なんかの工事については、免許を持った業者さんもおられるかもしれませんが、ほとんど下請けのほうが多かごつたつですが、その下請願いとか何とかは、そういった書類は出されとつと思ひますが、どがんですかね、その下請けの場合は何パーセントぐらいになっておりますか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今ここで把握はしておりませんが、先ほど申しましたように下水道でなく、浄化槽につきましては、先ほどお答えしましたように下請けの一部下請けにつきましては、多いところで27%程度という額でいきますと、そのところでございます。そのような報告はすることとなっておりますので、下請けの報告は上がっているということでお答えしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 質問の途中でありますが、10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の途中でありましたので、これを続行します。9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 今まで入札指名審査会について、お尋ねをしたわけですが、その中で建設関係、それから土木関係、それから測量関係、測量業者の指名審査会に諮らんとはどうしてですか。何か指名審査会のさじ加減か何かで入ったり、入らんだつたりするとだろうか。お願いします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 今の入ったり、入らんやつたりするという理由がわかりませんが、まず指名審査会についてはですね、委託、設計等のコンサルについては

指名審査会には対象外のことにしています。なぜかというのですね、やはり特に専門性、その業者が持っている独自の技術等がありますので、そういう場合もですね、一般の道路の改良の設計とか、違う部分も委託の部分があります。その部分に関してですね、当然500万円を超える部分については指名審査会にかかってくるんですけど、委託の設計等については指名審査会の対象外にしているところです。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） ある道路設計の件で陳情を受けたんですがね、これは言っ
てよいか悪かわからんばってんが言います、ここまできたけん。まず道路をあそ
こまで拵げたい延長したい、どうしても南関町の職員じゃある程度は技術者がおっ
てもバックデータをとるのに難しいと、例えば24年度の予算で上げたいといった
ときに、ちょっと設計屋さん、こんかい。ここぼこがん拵げたが、延ばしたかがど
うかねと、ちょっとあたげでちょっと見積もりば、設計ば簡単でよかけんが予算計
上げせなんけんしていただけんとかというような経緯はあったか、なかったかお願
いします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） はい、私は1月から建設課におりますけれども、そうい
うような事例があったとは認識をしておりません。以上です。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） 前建設課長、どうですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 予算を要求する場合においてですね、例えば物品の購入に
しろ、ある程度どれぐらいの価格が必要かという部分について相談したことは私は
あると思います。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） 物品ではなくて設計です。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 設計については、設計単価というのがおおよそ決まってお
りますので、まず業者に相談してですね、その設計単価についての大体何メート
ルと、そしていう具合に判断していますので、1業者に見積もり依頼をすることは、
ほとんどないかなと思ってますけど。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） 「ほとんどないかな」、ほとんどありませんか。ありますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） ありません。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） ないという返事がございましたので安心はしましたが、こ
れは調査してみんとわからんというようなことで終わっておきましょう。

コンサルタントの指名審査の基準はなかつちゅうことですな。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） コンサルについては、指名審査会の対象外です。500万
以上であっても。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） それと、指名許可願の中には、いろんな資格、従業員の資
格、人数、福利厚生ですね、そういうのは記載する欄がありますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 従業員の氏名、従業員の数等については、指名願の中に記
載を設けなければならないのでなっています。福利厚生についてが、ちょっと私が
はっきり記憶してないところでありますので、それについては、ちょっと回答を差
し控えていただきます。

○議長（本田眞二君） 今んとよかね。建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 指名願のほうには、そのような欄があったと記憶しており
ます。それぞれ福利厚生について、記入する欄があったというふうに記憶しており
ます。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） その記載については、確認をもちろんされておりますね。

南関町に住所があるのかなのか、ないのか、営業所があるのか。どうですか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 最初の答弁で述べましたように、受注機会の公平性も重要
な観点と、また町の予算を執行するのですから、町内の事業者の推薦にも努めてい
るというふうにお答えしたところでございます。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） ここで答えられない部分が多々あるかと思いますね。裏の
ほうじゃどうなってるかわからんというようなことが本当だろうと思います。あち
こちから話を聞きますけれども、先ほど申しましたような、冒頭申しましたような
ことで危機管理がなっとらん。いろんな噂がたつということは、それだけ職員の資
質が疑われるというようなことです。いろんなことを今聞きましたが、全然そうい
うことはあっておりませんか何とか言いますけれども、あつとるから私は質問ば
することであって、どこの誰の誰とは言いませんが、そういうことです。

3番目にいきたいと思います。

合併浄化槽の工事についてというようなことですが、先ほど課長は、下請けにつ
いてもちゃんとした書類が出ておりますというようなことですね。完了検査の場合、
完成検査の場合は技術員も含んだところで立ちあわなんとでしようかね、有資格者
ですたいね。浄化槽設備士か、浄化槽設備士の免許を持たんといかんということで
しょう。そういう人たちがちゃんと設備士が施工ばした、浄化槽の施工をしたなら、

その人が立ち会う、そうすると、その土建業者の監督か親分か何か知らんけれども、社長か何か知らんけれども、そういう人が立ち会って、そしてやると、判断を下すということじゃなかったですか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 検査の場合は、請け負いのほうは現場代理人が、また発注者側は監督員がそれぞれ立ち会うこととなっております。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） それと落札者ですたいね、落札者は免許は持たんでよかったですかね。下請けが持つとけばよかったですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 当然落札する時点についてもですね、その業者についても浄化槽設備士の免許を持ってないと浄化槽の工事はできないところでございます。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） そこはチェックはされとつですか。また2回も3回も同じことを言いよるばってんが。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今のご質問ですけれども、条例で定められておることということで、チェックはしておるところです。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） 条例で定められているけれども、点検の歯抜けがあっちゃおらんかというようなことが言いたかわけですね。絶対そういうことがないようなことで、名目からするならばですよ、業者の何々どこて書いてから、こがん人がしなはっとかなとですね、元請けして、下請けは持つとるかもしれん、技術があるかもしれんばってん、一人おるところとかですたい、二人ぐらいしかおらんところとかですよ。従業員もおらんやったっちゃ、指名業者に入られるわけですたいね。下請けに出せば、そのところはどがんですか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 先ほども申し上げましたとおり、下請けの報告等が出ておりまして、従業員がいないということはございませんので、その分の下請け報告書によりますと、適正に部分下請けはなされているというふうに判断しております。以上です。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） というのは、書類ではそういう形になつとるということですね。はっきり言えばですね。ここ前業者もおるばってんが、首ばふりよるごたる。なるほどなというようなことで首はふりよるわけですから、どがんですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 指名願には先ほど言いましたとおり、その従業員の人数、

氏名等も明記されておりますので、その業者については、そういうところで把握しているところで、指名願の中にその人数、名前が出てきております。その中で浄化槽設備士の免許証の取得者、その中に従業員の名簿の中に記載してあります。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） 記載してあるということですので、その従業員の住所や南関町に住んでおるか、おらんか、そのへんのチェック体制はせんでよかったですか。例えば、大牟田とか荒尾とか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 従業員の住所については、そこまでチェックはしておりません。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） そのような工事をされる方とは、元請け、元請けと申しますか、雇用者の方は、常時雇用という形態をとらなくてはならないというふうになっておりますし、その資格証には住所等は書いてございます。その写しも提出いただきますので、そこは町外の方もおられることは、それはもう仕方ないことだろうとは思います。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） ただ事実を記載だけして、従業員だからどこからきてもよかわけですが、実際毎日、小さい業者は毎日仕事がないかもしれませんけれども、ほとんどあの人はその従業員たいとですね、人が見てああ従業員ばいなというようなことであればよかったですか、ぜんぜん車の工事しよる車からしてガムテープで貼ってある名前ばですね、そがんとは見られたことあつですか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 浄化槽につきましては、私は見たことはございませんが、よそのところでは、よその町とかでは見たことあるような、浄化槽じゃなくて工事では見たことあるような気がします。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） 浄化槽に関してだけんが、ほかんとは言われんもんだけんが、ほかの工事でもありますね、そうですね、南関町で工事ばしよる業者がですよ。

今後ですよ、今後こういった私のような不信感をもった人たちがうんと出てきます。それを払拭するためにもきちんとしたことで検査もされるし、業者の選定もしていただきたいですね。そして、もっと申しましたなら、冒頭じゃなか、さっき申しましたような形で指名業者と落札業者と、工事業者が違うということは、これはいっぺん質問したかもしれませんが、その時はあいまいでございました。あいまいな返事しか返ってこん。何でそこで分けたのかですね、よかですか、建設課長。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今のご質問がちょっと私がよく理解できませんでしたので、

何で分けたのかというのがどういう意味だったのかをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） 施主がここの便所ば合併浄化槽にしたかと、オオキ建設にあた見積もりばしてくれんかなと頼んで、オオキ建設がそんなら見積もりば出して、そして申請までした。町の建設課に申請をした。そして、町が今度はこれを競争入札、指名競争入札に出すわけですね。そして、運良くこの出した業者がとればよかったですね、これがキムラ建設がとったと、キムラ建設が工事ばするごんになったと。そうすると、オオキ建設は俺が出したて、俺にやらすとよかてなて、それは内心想います。頼んだ人も私はオオキさんに頼んどって、キムラ建設がきてするげなたいということになってくつとですよ。そこにわだかまりが生じるじゃなかですか、普通ですね。

もしその人が、キムラさんが施主の言うこつを聞いてですよ、ちつとこの辺ばコンクリばしてやろうか、どがんしてやろうかと言うならよかばって、これはここまでで決まっとりますけん、設計がこがんですけん、こつですもんね。つっけんどんに言うて工事は帰った。後片付けもろくにせず帰ったということになってくつとですよ。やっぱり施主はえいくそて思うじゃなかですか。

そうすると、オオキ建設に知った人に頼んどくと、そういうことはなかろうと思って頼むわけですからね、でしょう。ですから、よければそういう申し込んだ業者にやっぱり仕事を与えてもらわないかんですね。

町からの考え方は、工事は業者がまんべんなくあちこち業者にいきわたるような配慮がされやすかけんそがんされたと思いますけれども、人気のある業者は、オオキ建設は、もうあん人はよかけん、あん人はよかけんて南関町で評判うつとるけん、あん人に頼もいというようなことで集中する場合がありますが、それは1年間に5件なら5件までとか、そういう基準を設けてやれば小さな業者さんも潤うとじゃなかろうかと思いますが、どがんでしょうか、建設課長。

○議長（本田眞二君） ただいまの9 番議員の発言の中で、何とか建設、かんとか建設というとは、あくまで目の前におられた課長の名前を代表して言われたものということですね、仮想の名前ですよ。

○9 番議員（橋永芳政君） はい。

○議長（本田眞二君） そのことを一応、そのことはそのこととして、今の質問に答えてください。

○9 番議員（橋永芳政君） 例えば話よつとやけん。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今のご質問にお答えしたいと思います。おっしゃられるように、やはり住宅の施工業者、それからその排水工事をされる業者の方と浄化槽を入れられる業者が相違するという可能性が高いということは、もうこれは否定がで

きないと思います。

そのことによって、問題が、課題が生じたところもございました。ということで、以前ですね、前課長からの申し送り事項で、その工事について随意契約はできないだろうかという、そういうふうな研究をすることということでお話をいただいております。

ただ前回契約の関係で、随意契約で適さないというふうな回答が出ているというふうなこともお聞きしております。これから先は、そのような実例をですね、実施されているところを研究しながらこの事業を進めていけば、よりスムーズに浄化槽への転換が進むのではないかというふうには考えております。以上です。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） 今課長が答弁でいたしましたんですが、前建設課長の課題だというようなことで申し送りがあつとるというようなことでお聞きしまして、安心をいたしました。

今後ですね、そこのそういった市町村がそういったことでやつとるならですよ、先進地研修をして、どういった形でやっておるのかですね。研修を重ねられて、そして業者さんから不平不満のないような、または施主から喜ばれるようなですね、ことにしていただきたいと思います。これは課題でございますので、ぜひ忘れんごと。私も議員しておる間は忘れませんけん。そういうことで、あと 20 分ばかりありますけれども、次にバトンタッチをしたいと思うわけでございます。

どうもお世話になりました。

○議長（本田眞二君） 以上で、9 番議員の一般質問は終了しました。

続いて、5 番議員の質問を許します。5 番議員。

○5 番議員（田口 浩君） 5 番議員田口でございます。

私は 2 点について質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、独居老人と孤独死について、これは最近、昨今問題になっておる独居老人が全世帯の 8 %の方が 65 歳以上の独居者で占められております。また独居者が孤独死するケースも多く報道されていますが、町ではどのような取り組みをされているかをお尋ねします。

それから 2 番目といたしまして、関東の福山から二城山までの林道についてご質問いたします。

これは以前より福山から相谷の二城山にかけての林道が計画されておりましたが、一部開通しているが全線開通に至っておりません。一部ゴルフ場建設の用地買収により中断していますが、今後どのような取り組みをされるかをお尋ねいたします。

以上、細かいことは自席にて質問いたします。以上です。

○議長（本田眞二君） 5 番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました 5 番、田口議員の独居老人と孤独死

についての質問でございます。

南関町において、65歳以上の一人暮らしの高齢者は400人を超えている現状にございます。このような状況の中から孤独死に対する対策は非常に大きな課題であると思っております。町といたしましては、社会福祉協議会、民生委員協議会、区長会などに連携し、一人暮らしの現況把握に努めて高齢者対策事業を進めているところでございます。また、一人暮らし高齢者への日ごろからのつながりは、地域住民の方の協力なくてはなりません。今後も各種団体や地域の皆様との連携をとりながら、支援の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の林道、福山二城山線についてのご質問でございます。この道路は、平成7年ごろ山林、竹林の間伐、放棄竹林解消を目的に間伐作業道路として開設をされました。しかしながら、道路こう配、排水側溝、カーブ等が林道基準に合わず、あくまでも作業道路として使用されていたところでございます。

その後、平成19年に延長2,413メートル、幅員5メートルで拡張工事を行い、林道に昇格をいたしました。同時に二城山までの延長工事を目指し、県単事業による工事申請をしましたが、林道用地の取得にめどが立たないため、延長工事は実施できずにおるところでございます。しかし、隣接する集落や森林所有者からの要望もあり、県玉名地域振興局担当課と協議し、白川、菊池川地域森林整備計画の変更申請を行い、平成25年度から用地所有者調査、関係集落との調整などに取り組む計画であります。

以上、お答えいたしました。この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） ほかに答弁ありますか。はい、なければ再質問どうぞ。

5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 先月の30日の有明新報社の発表によりますと、11年の10月1日現在で、全国で23.3%、近隣の町では長洲町が26.9%、和水町が35.9%、南関町が32.4%と独居老人の数が示されております。これらの人々は、社会との接点に乏しいことから、孤独死という形で周囲に存在さえ知られないまま餓死や病死するケースも頻繁に発生しております。

また、報道でもずっとされておりますけれども、このようにまた毎年、毎年独居老人が増えているのは確かでございます。それで福祉課長に、これからちょっと小さいことをいろいろお尋ねしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

まずですね、現在の南関町の独居老人数は何名ぐらいでございますか。

○議長（本田眞二君） 先ほどの冒頭の5番議員の質問の再質問の中で、近隣の町の数字に対して、独居老人の数というので発言がありましたが、あれは高齢化率の間違いでしょう。

○5番議員（田口 浩君） はい、だと思います。

○議長（本田眞二君） そこは正して、そして今の質問に答えてください。

福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） ただいまの田口議員さんのご質問ですけども、現在の独居老人数につきましては、一応福祉課独自による調査ということで、町が民生委員さんという国からの委嘱を受けた方の福祉票という、毎月毎月のそれぞれの調査の報告の表があります。それに基づきまして出された最新の数値ということでお答えをさせていただきたいと思います。

65歳以上の一人暮らしの高齢者の数は、412名ということで現在の数を把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） これは独居老人の数ですね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） はい、そのとおりでございます。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 私も独居老人の1人に入るかと思うんですが、今非常に孤独死というのが多ございます。この方々を本当に周りから見放されておられるような感じが見受けられます。そして、とり決めとして、さっき町長のほうから答弁ありましたけれども、民生委員さんですとか、区長さんとかいろいろ周りにお見えになりますけれども、本当にそこまで把握されているかどうかをお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 現在どのような対応ということで、民生委員さん、先ほどお話をさせていただいたんですけれども、そういう方がちゃんと訪問されてるということで、お答えさせていただいたんですけれども、それがやはり住民の方によっては調査拒否とか、そういった形で完全にその人数が、先ほど412人ということで申し上げましたけれども、これは福祉課における民生委員さんの調査票ということで申し上げましたので、この数字については、絶対的な数字ということではないということで、一応ご了解をいただいた上で、一応町のほうといたしましては、民生委員さんはもちろんでございますけれども、事業の取り組みということで、社会福祉協議会、それから老人会、それから区長会、そういったいろんな団体、ボランティア等さんがおられますので、その方々にできるだけご協力、それから福祉課とそういった方に連携をとった形で、先ほどおっしゃいましたように存在が知られずに餓死とか、何らかの状況によって死亡されるという、こういうケースがないような形で取り組んでいるところでございます。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 新聞ですとか、報道なんかでいつも伝えられるんですが、独居老人の方が、本当に健康であるかどうかということで、何か目印を元気だった

ら玄関に旗を立てるとか、そういうことが載っておりました。あれをしますとね、今度は悪徳商法にひっかかるケースが多いという話も聞きます。それでどうしたら本当にお助けマンになれるかなというのがですね、今後の課題じゃなからうかと思っています。

これは難しい問題です。この福祉に関してはですね、ただこれはどうしても避けて通れない問題ですので、今後やっぱりいろんな意味で、さっき言われた民生委員さん、区長さん、それから老人会あたりと本当に手を結んでいただいてですね、何とか孤独死にならないような方向づけを指導していただけたらなと思います。よろしいでしょうか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 福祉課に対する要望という形でおっしゃっていただいたことだと思っております。

ただいま申されましたように、町福祉課といたしましては、やはりこの世帯については一人暮らしというような形で、目印というような形のそういったことをされていた市町村は確かにございます。しかし南関町におきましても、田口議員さんがおっしゃいましたように、高齢者一人暮らしをねらった悪徳商法、それから電話とか、いろんなことが実際南関町のほうでも発生をいたしております。そういう発生の中で、一人暮らしの老人の方の支援という形で、福祉課におきまして消費者の行政、苦情、相談という形で窓口も設けさせていただいております。その中で、ちょっと福祉課のほうでどのような取り組み、高齢者に対する事業等があるかということで、ちょっとご紹介をさせていただきたいんですけれども、一応福祉課が特に今年度取り組んでおります事業で、見守りネットワーク事業というものがございます。これは、災害時要援護者ということで、災害においても一人ではどうしても避難ができないというような方に対して、協力員さん、緊急連絡先、どなたに災害、非常な場合に、どなたがそちらの自宅のほうに駆けつけていただくとか、そういったことを登録する災害時要援護者というもので、地域支え合い体制を今取り組んでおります。

実際につきましては、その登録者数というのは協力者、近隣の協力者の方の2名、3名ぐらいの協力員さんが、どうしても記入していただきたいという最初の出発点でございますので、今現在26名の方が、その災害時要援護者ということで登録がなされているところです。この1人世帯ということで、特に重点的に日ごろからの確認を行っております。この26名の方ですけれども、その内訳でございますけれども、1人暮らしが22世帯、それから高齢者のみの世帯の方が3世帯、それと体に何らかの障がいがある方が1世帯ということで、行政区にいたしますと16行政区の方ということで、この16行政地区につきましては、それぞれの区長さんのほうに本人さんからの承諾を得た上で、個人情報という形で、この方がお宅様の行政区の方におられますので、対応的な資料として保管してくださいということで

実施をいたしております。

それから、その中とあわせた形で、社会福祉協議会のほうに昨年議会のほうでご承認いただいたシステムづくりということで、情報化するシステムを社協に補助金という形で事業を取り組みましたけれども、その中で各地区に福祉員設置ということで社協が取り組んでおります。この福祉員設置というのは、何名おられるかということでございますけれども、一応平成23年度現在におきまして、南関町で91行政区がありますけれども、1行政区に1名以上お願いするということで、全体数が136名ということでお願いをいたしまして、それぞれの地区の高齢者、一人暮らしの方の見守り、それからいろんなその方の申し出等にできるだけお答えできるような支援を行っているところでございます。

それから、特に一人暮らしの方ということでは規定はないところですが、65歳以上の方で高齢者世帯、そういった方がどうしても日常生活の中で、例えば体に何らかの障がいがあるから食事がなかなかつくることが、完全につくことができないじゃなくて、なかなか日常的につくりづらい。それから、病院等で往診、診察ですね、病院にかかりたいけれども、なかなか公共交通機関というのが非常に厳しい状況にありますので、そういった医療機関等に通院される場合。また、夜自宅等で救急な、体に異常が発生した場合に救急車等を呼びたいというような、そういったいろんなケースがありますけれども、そういった事業について、医療機関や公共施設へ外出するときには、一応社協のほうに委託をいたしております。外出支援サービスというような事業も行っているところです。

また、なかなか食事等がつかれないというような、また掃除等になかなか支障があるという方につきましては、一応これは事業名でございますけれども、通所ホームヘルプサービスという形で、生活管理指導員の派遣サービス事業ということで取り組んでいるところです。

それから、緊急的な救急車等の体調不良等がございましたら、できるだけ早く通報するというようなことで、事業名といたしまして、緊急通報システム整備事業ということで、この事業については、一人暮らし等の高齢者の方が緊急時の連絡を迅速、正確に行えるような装置を貸与をいたしている事業でございます。その本体にボタンがありますので、そのボタンを押していただくか、それと附属品ということで、ペンダント形式のスイッチと一緒に付属という形でありますので、そのボタンをちょっと離れた、自宅から周囲ぐらいであれば十分に連絡可能というような形で、ボタン一つで押すだけで、まず消防署の本部のほうに連絡がいくということで、まずそこで状況をお互いに受話器等で確認して応答がない場合は、何らかのということで、すぐに救急車の対応とかそういった協力員さん、あるいは役場等に連絡があるということで、迅速な対応ができるのではないかとということで事業を実施いたしております。

ちなみに、平成23年度におきましては、新規15台、移設3台、それから今年

度の24年度におきましては、予算の範囲内と緊急性を必要とする方をやっぱり予算と台数等にも限りがありますので、できるだけ緊急を要する方について新規に10台、それから移設5台を予定をいたしております。ちなみに、現在までの設置台数につきましては、132台が一人暮らし等の家庭のほうに設置がされているところでございます。

また、健康管理と安否確認、同時をお願いするという形で、週に1回という回数ではございますけれども、夕食を一人暮らしの方に配食という形で、これも委託をして実施をさせていただいております。町内3業者の方に実施をしているところでございます。ちなみに、23年度の実績でございますけれども、1,473食、これは全体の配食をした配食数でございます。1,473食を一人暮らしの方の独居老人の方にお届けをして、安否の同時確認をさせていただいて、事業を実施したところです。回数につきましては、週1回ですので、せめて週2回、もう1回の回数を原課としては、検討をいたしております。

あえて資料情報ということで、南関地区につきましては、毎週木曜日でございます。それから坂下、四ツ原地区の業者の方をお願いしているところには、毎週火曜日。それから、もう一つの業者の方が南関賢木大原地区ということでお願いしているところですけど、この業者については毎週月曜日という形で、週のばらつきがありますけれども、できるだけ日常的な健康状況とか、そういった形で把握できるようなことで業者の方をお願いをいたしているところでございます。ほかにいろんな事業というか取り組みをしておりますけれども、重点的に一人暮らしの方を支援する取り組みということで、以上ご報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 詳しい報告は非常によろしく思いますが、もう少し簡素に願います。はい、それでは5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 詳しくいただきましてありがとうございました。

私も今感心しておるのがですね、先週、先々週だったんですかね、緊急通報システムによって、布団の押し売りが発生したという放送があってました。あれは非常にお年寄りにとっても助かるんじゃないかならうかと思っておりますので、今後そういうことをなるべく多くですね、発生した場合にはすぐお知らせ願えるようにお願いしたいと思います。

それではですね、次に移ります。

2番目の関東の福山から相谷の二城山の林道について。

これはですね、小原地区の方々がですね、非常に前から希望されておりました。それがゴルフ場の建設によって本当に中断されてね、開通しておりません。そして、もう一つよろしければ、善光寺さんよりちょっと上にいった所にため池があるんですが、そこからその道路に林道を設置していただければ、もうひとつ助かるなという話でございますので、これがどのようにお考えかちょっと聞きたいと思

います。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） 5 番議員の質問にお答えします。

先ほど町長が答弁したとおりでございますが、現在 2, 4 1 3 メートル、確かに善光寺の上までもう入っております。あれを相谷、二城山、和水町から言いますと、あの中岳というんですけれども、あちらのほうにつきましては、もう車がですね、上がっていくようになってます。

今回、町長申しましたように、白川、菊池川の地域森林整備計画に変更という形で、この福山二城山線を登載しまして、来年度から調査を含めまして、調査費を含めまして、県と協議をしているところでございます。

今おっしゃいました善光寺さんから小原の小山付近に下りてくる道だと思うんですけれども、そこにつきましては過去に 1 回大雨で、要するに水が流れてきたんですね、災害と言いますか。やっぱり、そういう所につきましては、今後横道 1 本だけじゃなくてですね、縦にやっぱり下りる道というのは、どうしても水処理、排水処理について相当に事業費をかけないと、舗装して U 字溝に集めた水をですね、どこに抜くかという問題がございます。その場合にまったく道がない所に個人の山を買収して抜くというのも何でございしますので、林道と里道とがたしかにあったと思いますので、そういう所にそういう計画で進めていきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 5 番議員。

○5 番議員（田口 浩君） 今、善光寺さんの山崩れ、あれは善光寺さんのもろ上に池があるわけですよ、あれがあふれたわけです。そうじゃなくて、もう一つですね、まだ奥のほうに、壺貫木と言いましてため池がございます。あれから斜めに、小原の方たちの願いは斜めに上がってもらえば、崖崩れの心配はないだろうというお話なんですよ。これはまた後ほど詳しくこの場所だということは言えますけれども、なにとぞ長年これは小原の皆さん方のご希望でございしますので、お願いしたいと思うんですけど、いかがでございしますか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） 先ほど本当に町長が当初お答えしましたように、25 年からですね、一応県と協議するという形で、今手前の準備中でございます。予備中でございます。ですから、一貫木たぶん姥ヶ谷のほうかなと思いますけれども、そういう詳細な所につきましては、本線を計画してですね、その後については、また詳しく地権者、関係集落と打ち合わせして対応していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（本田眞二君） 5 番議員。

○5 番議員（田口 浩君） 何か非常に明るいお話を聞きまして安心いたしました。

今後、なるべく早く進めますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。
どうもありがとうございます。

○議長（本田眞二君） 以上で、5番議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日予定していました一般質問は終了しました。

明日21日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日は、これにて散会します。起立。礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時03分